

◎開議の宣告

○塩田勉 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○塩田勉 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 土 田 百合子 議員

○塩田勉 議長 4番土田百合子議員に発言を許可いたします。

4番土田百合子議員。

【4番（土田百合子議員）登壇】

○4番（土田百合子議員） 皆様、おはようございます。

台風12号による甚大な被害に3.11の大津波を思い出されるような出来事が続いております。日本の国に覆いかぶさった暗雲を何とか晴らしたいという気持ちでいっぱいです。「いかなる場所であれ、人間が立ち上がれば、太陽はそこで輝いている」、キューバの英雄、ホセ・マルティの言葉であります。今こそなすべきことを真剣に取り組む覚悟が試されているときであると感じております。2年前に、市民の皆様に誓ったマニフェストの再点検をしつつ、初心に返って取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

1番、自治基本条例の制定についてであります。

私たち総務文教常任委員会では、北海道の江別市、帯広市の自治基本条例について、7月に行政視察に行っておりました。全国的に条例制定の背景には、地方分権の進展により地域みずからの意思と責任によるまちづくりへの取り組みが求められていたことがあります。自治基本条例は、市の最高基本とも言われる条例であります。市民自治によるまちづくりを進める上での理念や原則、基本的ルールなどを定め、市民の権利や責務、行政や議会の役割などを明確にするものであります。

江別市の取り組みは、平成16年に市役所内の各部から若手職員15名の庁内プロジェクトチームを発足し、75回の会議を開催し、講師を招いた勉強会やワークショップ形式によるグループ討議、先進的な視察などを行い、その後も基本条例について調査、研究を継続し、一般職員向けの研究発表会を行っております。翌年の平成17年には、23名による仮称市民懇話会が発足され、37回にわたる会議を重ね、市民の意見を条例に反映させるため市民との意見交換や市民の意見を募集し、平成19年に市長に対し条例骨

子の提言書を提出しております。その後、学識者、自治会関係者、市民活動団体関係者で構成される制定審査委員会を設置し、市民懇話会の提言書に込められた思いと市政の現状の多方を視野に入れつつ検討を重ね、平成21年7月に条例が施行されております。

私たちが暮らす地域をみずから考え、行動する市民主体の自治を実現するために、熱心に研修や検討を重ね、市民、事業者、議会、議員、市長、職員について役割や求められる責務を明確にし、自治の基本的な理念と原則、自治運営を行う点での基本的な事項を、条例を通じて明確にした点であります。

帯広市においては、市民生活に大きなかわりのある計画、指針の策定の改正などについて事前に案を公表し、広く市民から質問や意見をいただき、市民の意見を市政に生かす制度、パブリックコメント制度を導入して、市長のリーダーシップにより制定されたと伺ってまいりました。

江別市、帯広市の取り組みから、私は条例の骨子をつくり上げるまでの3年ないし5年間の忍耐強い行政と市民との相互理解を深めるキャッチボール、制定過程が何よりも大事なポイントであると感じた次第です。

それでは、質問の1点目に、横手市自治基本条例が市民検討会を発足し、制定に向けて20人の委員でスタートしております。委員の皆様には大変なご苦勞をおかけすると思いますが、市民主体の条例となりますよう策定をお願いするものであります。委員の人選についてはどのような基準で選ばれたのか、また中学生や高校生、若者の意見も集約し入れるべきではないかと考えます。

条例制定には、市民と行政のまちづくりの共通理解が大事であり、江別市の取り組みの若手職員の研究会の立ち上げや委員の皆様との意見交換など視野に入れた取り組みも大事なことだと思います。名称も仮称横手市まちづくり条例といったほうが優しいと思いますが、五十嵐市長のご見解をお伺いいたします。

2番、横手市男女共同参画行動計画についてであります。

横手市男女共同参画条例制定の考えについてであります。この項につきましては、これまで五十嵐市長に対し、条例を制定し取り組むべきであると主張してまいりました。自治基本条例が制定される今、どのような位置づけで推進されていくのか改めてお伺いをするものであります。

当市においては、今年度、第1次男女共同参画行動計画終了に伴い、検証結果を踏まえ、第2次横手市男女共同参画行動計画が策定されております。しかしながら、条例制定に向けた取り組みについては触れられていない状況にあります。横手市男女共同参画都市宣言より3年が経過し、自治基本条例が制定される今、まちづくりの柱となる横手市男女共同参画条例制定に向けた考えについて、五十嵐市長のご見解をお伺いするものであります。

2点目の子育て支援総合コーディネーターの設置についてであります。

この項につきましては、平成20年6月に一般質問いたしております。答弁では、横手駅前再開発事業で建設が予定されている公共施設、仮称児童センターに子育てに関する情報と収集、発信並びにサービス提供の拠点となる施設を目指しております、子育て支援コーディネーターについては、子育て支援の

情報を把握し、相談者への情報提供や問題解決への支援を行うために配置する方向で進めてまいりますとの答弁でありました。Y²（わいわい）ぷらざに設置された児童センターには、8月31日現在の利用者は1万8,967人で、1万人を超える子どもたちが集ってきており、大変評判がよいようであります。スタッフの皆様の明るい笑顔が最高の励ましとなっております。3.11大震災後の子育てに対する悩みは、原発の子どもへの影響や経済状況、子育ての人間関係など多岐多様であります。不安な毎日を過ごしているお母さんたちにとって相談できる体制が整うことは大変救われることだと心から感謝申し上げるとともに、高く評価するものであります。そのような思いを込めまして、コーディネーターの今後の配置に向けた取り組みについて当局のお考えをお伺いいたします。

3点目に、子育てネットワーク協議会の設置についてであります。

当市においては、次世代育成支援地域行動計画の夢はぐくむゆきんこプランに、子育てを支える仕組みづくりの目標として、子育て支援ネットワーク協議会の推進事業があります。現状として、各子育て支援者が集まり協議する場が少なく、総合的な支援ができないといった課題があります。

このたび、Y²（わいわい）ぷらざに児童センターが設置されたことをきっかけとして、子育て支援関係者各位の日ごろからの情報を共有し、気軽に相談、連携ができる子育て支援ネットワーク協議会の設置をすべきであると思うのですが、当局のお考えをお伺いいたします。

4点目に、女性が働き続けられる労働環境整備についてであります。

次世代育成支援を進めていく中で、大きな課題となっている育児や介護を担う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が平成17年4月に施行されております。育児休業法の第5条から10条に、子どもが1歳6カ月に達するまでの間は育児休業をすることができる、また、育児休業することができる労働者は、日々の雇用者を除く男女労働者であると明記されております。

しかし、現実には、妊娠、出産を機に離職する割合が7割にも上っております。平成21年2月に市内1,000事業所を対象としたアンケート、就業環境状況調査の結果では、育児休暇制度の規定を定めている事業者は48.4%で、育児休暇制度取得状況は245社中24社のわずか6%であります。育児休暇取得者の平均取得日数は3カ月以内というケースが一番多いという結果でありました。会社自体が協力してくれる支援体制がなければ、やむなく退社しなければならないケースもあるわけでありました。働きながら子育てできる支援体制、労働環境の整備の強化を心からお願いするものであります。当市の取り組みについてお伺いをいたします。

5点目に、こどものえき設置事業についてであります。

これまで、私は赤ちゃんの駅について2回ほど一般質問で提案しております。このたび、Y²（わいわい）ぷらざ2階に授乳ができるルームを設置していただき、心から感謝を申し上げる次第です。また、今回の一般会計補正予算案に、こどものえき設置事業として372万5,000円の補正予算が盛り込まれております。内容は、公共施設等で子育て家庭に配慮した設備を推進する事業とあります。議案説明会では、横手市の公共施設14施設に赤ちゃんの駅と同じ内容で、おむつ交換や授乳スペースを設置する内容と伺っ

ております。今後の取り組みと推進についてお伺いをいたします。

3番、被災者支援システムの導入についてであります。この項につきましては、6月議会で提案しているものであります。

このシステムは、1995年の阪神淡路大震災の際に、兵庫県西宮市で開発され、災害時の迅速な行政サービスの提供に威力を発揮したものであります。東日本大震災後、被災地を初め多くの自治体で導入が進んでおり、当市においてもいざというときの備えとして重要と考え提案するものであります。

6月議会の答弁では、大規模災害時における被災者情報を一元的に管理し、支援サービスを迅速に行うため有効であると感じている、現在、災害により電算システムに破滅的な被害を受けた際のデータのバックアップ体制やシステム復旧、方法等に関し、検討を進めているところであり、今後、システム普及全体計画とあわせて検討してまいりたいとの答弁でありました。再度の挑戦でありますので、前向きな答弁を期待しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

4番、目の不自由な高齢者や視覚障害者に向けた行政文書、広報のSPコードの対応についてであります。

現在、SPコード専用読み取り機スピーチオの設置については、社会福祉課、各地域局に1台ずつ8台と、社会福祉協議会に2台設置されており、また、市民の方にも7台給付されており、少しずつではありますが、購入したいという人も出てきております。しかし、SPコードの対応がなければ、購入したとしても読み取ることはできないわけであります。

先日、視覚障害の方から、せめて市役所から来た文書だけでも読むことができたらいといった相談を受けました。平成19年にSPコードについて一般質問しておりますが、なかなか進んでいないようであります。今後、SPコード対応についてのお考えをお伺いたします。

さらに、2点目の視覚障がい者等情報支援緊急整備事業についての取り組みについてもあわせてお伺いをいたします。

5番、赤坂字荒沼地区浸水対策についてであります。

1点目に、6月23日の夜から降り出した大雨により、市内の一部の河川で増水し、住宅や道路にも大変影響が出ております。朝日が丘中央線の道路も冠水し、ここ数年さまざまな対策をとっていただき安心していたところ、側溝から水があふれ、あたり一面が冠水し、道路に水がたまっている状況でありました。8月の大雨が降ったときも同じ状況となっており、周辺の方から心配する声が届いております。県の地域振興局建設部の調査によりますと、道路が42センチ沈下しているため、水がたまる原因となっているとのことでした。私も、雨が降るたびに周辺を歩いて気がついたのですが、107号線を渡って、朝日が丘中央線に入るとの右側の側溝が途中でとまっておりました。このことから、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目に、朝日が丘中央線の道路の改良について、2点目に、国道107号線横断しての右側の側溝整備についてであります。

これで一般質問を終わります。ご清聴、大変にありがとうございました。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員のご質問の中の1点目でございますけれども、自治基本条例の制定についてございましたけれども、この中でお尋ねがございました検討委員会の委員でございますが、NPO法人、福祉、商工、農業等の各種団体からご推薦いただいた13名と、公募に応じていただきました7名で構成されておるところでございます。公募委員につきましては、応募者の世代、性別、居住地域、得意分野を指数化したしまして、委員全体の構成に偏りが生じないように選定をいたしたところでございます。

自治基本条例は、市民の皆様との市政参加の仕組みや協働の理念、市政運営の基本原則などを定める重要な条例となりますので、検討に当たっては、さまざまな分野でご活躍の方や若い皆さんはもちろんのこと、幅広い年代の市民の皆様と意見交換する機会が必要と認識しております。当面は、市民検討委員会における協議が主体とはなりますが、時期を見て、自治基本条例に関するフォーラムやパブリックコメント、地域の皆様との意見交換会を実施し、条例の基本事項の周知、意見の集約化を図ってまいります。

協働の理念は、市民の皆様とともに、市職員も認識を高めなければならない重要な要素となります。市民検討委員会の協議は、まだ緒についたばかりであり、市においても協働のあり方について検討する機会を設け、市民検討委員会との情報共有化を図ってまいりたいと思います。

なお、条例は白紙の状態から、市民の皆様と協議、検討を重ねて策定してまいりますので、議員ご提案の条例の名称についても、皆様と協議をしながら、横手市にふさわしい名称を検討いたしたいと思っております。

2つ目に、横手市男女共同参画行動計画について5点お尋ねがございました。

市におきましては、平成18年度に策定いたしました第1次の横手市男女共同参画行動計画の成果と課題を踏まえ、市民の皆様からのご参加もいただきながら、平成23年3月には、今後5年間にわたる第2次の行動計画を策定したところであります。横手市男女共同参画都市宣言にも示しておりますが、一人一人が輝き、自分らしく生きられる町を目指し、条例の制定には至っていないものの、県内でもいち早く市政全般にわたる施策上での数値目標を定め、男女共同参画の推進を市内一丸となり実践してきております。今後は、自治基本条例の制定とあわせ、市民のまちづくり意識や積極的な男女共同参画意識と協働の機運を高揚させ、将来にわたり希望を持って学び、働き、幸せに暮らすことのできる横手市として発展し続けるよう施策を推進していく必要がございます。

男女共同参画推進条例の制定に関する考えはとのご質問であります。県内では3つの市におきまして推進条例を策定しております。その内容を参考に条例化の必要性について検討してまいります。今、何より重視されるべきは意識啓発であると考えております。各界各層の指導的立場の方々や、家庭、職場、地域などそれぞれの分野で実践される皆様の関心を高めていくことが大切と考えております。当面

は、市の第2次行動計画に基づき、組織、団体の指導的立場や企画立案の場合の女性の参画を促進するよう努めてまいります。今後予定されている自治基本条例の策定に当たっては、男女共同参画推進の理念を含めるなど、整合性を図りつつ、行動計画に示された数値目標の達成に向け、実践を積み重ねてまいります。

この項の2つ目の子育て支援総合コーディネーターの設置についてであります。

横手市児童センター内には子育て支援センターやファミリーサポートセンターを設置したほか、児童家庭担当職員や家庭児童相談員等を配置し、総合的な子育て支援を実施できる体制となっております。今後は、子育て支援サービスに関する情報の把握と一元化に取り組むとともに、子育て支援総合コーディネーターの設置に向けて人材育成に取り組んでまいります。

3番目の子育て支援ネットワーク協議会の設置についてのお尋ねでございます。

横手市次世代育成支援地域行動計画では、新たに子育て支援ネットワーク協議会を設置し、子育て支援者による情報の共有や事業の協力体制を整えることにしております。しかし、子育て支援の範囲が多岐にわたることから、次世代育成支援対策推進法に基づき設置した横手市次世代育成支援地域協議会では、市内の育児サークルや支援団体が参加する横手すくすく子育てネットなど既存の組織を核に、ネットワーク機能を強化することも含め、子育て支援ネットワーク協議会のあり方を検討しております。

また、本年4月には、子育て支援に係る有志の方々により、子育てサークルや企業、行政などを結ぶ中間支援団体である子育てサポートはぐが新たに設立されております。市が目指す大きなネットワーク化の一翼を担う団体となっていただけるよう、その活動についてともに協議を行っているところであります。

この項の4番目でございます。

女性が働き続けられる労働環境整備をというお尋ねでございました。働く人々の権利と保護に関する事業主側への責務の周知及び必要に応じた是正指導など労働行政に関する主要な施策は国や県が担っており、主な相談窓口はハローワークなどとなっております。市といたしましても、県との機能合体という優位性を最大限活用し、県と連携した周知活動等に努めてまいります。

また、県で実施しております男女イキイキ職場宣言事業所の募集に、市としても積極的に取り組んでおります。実際に事業所を訪問し、女性も男性も能力を發揮しながら生き生きと働くことのできる職場づくりを進める活動を展開してきております。今後とも仕事と生活の調和に取り組もうとする企業の事例などを示し、市報も活用し、大いにPRをしてまいりたいと思います。

この項の5番目でございますが、こどものえき設置事業についてであります。

今回、秋田県が実施するこどものえき設置事業は、おむつ交換台、ベビーキープ及び授乳スペースのうち2つ以上備えた施設をこどものえきとして県が認定しようとするものであり、認定を受けるための設備の整備に際しては、1施設当たり200万円を限度として全額補助金が交付されます。現在、既に要件を満たしている公共施設としてY²（わいわい）ぷらざなど5施設がございます。また、一部設備が

不足しているわんぱく館などの児童館や総合交流促進施設あさくら館、図書館など14施設については、今回の事業により整備を行うため今議会に補正予算を計上いたしております。なお、既に基準を満たしている民間施設についても認定の手続きをお願いし、子育てガイドブックなどにより市民の皆様に周知を図ってまいります。

大きな3番目の被災者支援システムの導入についてでございます。これは、市町村の全域にわたり被災者が発生したり、建物の損壊が多発するなど大規模災害が起きた際に、当該市町村が被災者の支援とその後の復興を速やかに行うためのツールであり、住民情報や固定資産情報のデータが必要となるものであります。

また、東日本大震災で被災され、当市に避難されている方々の支援に係る情報を管理するシステムとしては全国避難者情報システムがあり、現在、県と連携し運用いたしております。被災者支援システムの導入につきましては、災害により住民情報や土地、家屋等の情報データが破壊されても復旧できるように、情報データが遠隔地に保管され、有事の際に使用できる環境が必要であり、そのバックアップ体制やシステム復旧方法に関して、他自治体との相互補完における可能性や民間データセンターへの保管利用など、情報を収集し検討をいたしております。その中でも、実用性が高いのはデータセンターの利用であり、データ更新の有効性や早期復旧の可能性が高く、技術革新にも対応可能であることであります。今後もバックアップ体制について検討するとともに、この体制に合致する有効な災害時の支援システムの導入に関しても同時に検討を行ってまいります。

4番目のSPコードへの対応についてでございますが、紙に書かれた文字情報をSPコードと呼ばれる記号に変換いたしまして、専用の読み取り機器に読み込ませて、音声出力が可能になるものでございます。この読み取り機器を所有しておられる方は市内に10人ほどおり、活用していただいておりますが、今後さらに必要な文書については、SPコードつき文書として発送できるよう検討していきたいと考えております。

視覚障害者に向けた市報及び議会だよりの発行につきましては、声の広報を発行事業として、市内の朗読ボランティアの方々のご協力をいただきカセットテープを作成し、15人ほどの方に配布いたしております。

この項の2つ目でございます。

視覚障がい者等情報支援緊急整備事業につきましては、視覚障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、公共施設などに情報支援機器等を整備するものであります。視覚障害者にとって、より利便性の高い活字文書読み上げ装置や拡大読書機を市民が体験できるようY²（わいわい）ぷらざ情報コーナーに設置し、利用に際しての活用方法を検証しながら、周知及び告知啓発に努めてまいります。

また、市で委託している声の広報発行事業については、視覚障害者等へ配布するためのカセットテープ作成とともに、この事業を活用して、新たにCD作成機器を購入する予定になっております。今後も障害者に対する情報提供の体制整備を進めてまいります。

大きな5番目、赤坂字荒沼地区浸水対策について2点お尋ねがございました。あわせて答弁申し上げたいと思います。

当地区の水害対策といたしましては、平成19年度と20年度の2カ年で荒沼しゅんせつによる貯水量の確保や朝日が丘中央排水路への分水とその水路整備、またポンプによる強制排水を行っております。これにより被害の発生頻度の減少や発生エリアの縮小など一定の効果が得られているものと考えております。議員ご指摘の朝日が丘中央線につきましては、沈下している一部区間について冠水が発生している現状であります。このことから、その冠水区間の道路と周辺の側溝の状況について詳しく調査を行い、有効な対策方法を関係機関と連携をとりながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） ご答弁、大変にありがとうございました。

それでは、1番の自治基本条例の制定についてでありますけれども、委員の皆様の年代を見ますと、やはり30代の方からということで、10代、20代の方は入っていらっしやらない状況でありましたので、そういう若い人の話もお伺いしながら積み上げていってはどうかという提案であります。

それと、名称も、自治基本条例というのは非常に難しく感じられるので、やはりまちづくり条例のほうが理解しやすいのではないかというふうに思って提案したものです。まず、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 委員の皆様の年齢構成につきましては、先ほど答弁申し上げたとおりの選考の中でありましたので、私どももやはり若い方にもっと入っていただくとよろしいなと思っておったんですけれども、なかなかそれはかないませんでした、結果として。これについては、10代あるいは20代の方の意見を聞く機会を何とか別建てに設けたいというふうな方向で考えておるところでございます。

それと、名称につきましては、大変親しみやすい名称のご提案だなと思っております。これについては、まさに市民の皆さんに理解していただける条例でないといけないということの観点から、これも答弁で申し上げましたけれども、多くの方々のご意見を参考にさせていただきたいというふうに考えている次第であります。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） さらにでありますけれども、7月に自治基本条例の基礎講座をY²（わいわい）ぷらざで開催しておりますけれども、そのときには100人以上の人が集まりまして、非常に関心が高いというふうに感じたというふうなお話を伺っております。やっぱりこのような企画を各地域でもう少し、今、市では自治基本条例の制定に向けてこういう取り組みをしているということ、ただ素案ができてからお知らせするのではなくて、そういうふうに皆さんにお知らせをしたほうがよいのではないかというふうに思っています。

それとあわせて、計画では23年4月から平成25年3月までのスケジュールとなっておりますけれども、非常に厳しいスケジュールだなと私は思っております。なぜかという、江別市にしても帯広市にしても、本当に前段の庁内の若い人たちのいろんな研究会の立ち上げから、いろいろ検討して入っておりますので、そういうことを入れますと、少なくとも3年ぐらいかかるという条例制定でありますので、その点については、五十嵐市長はどのようにお考えになっているのか。私は、既に平成18年の12月にこの提案をしておりますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 確かに先進的な自治体の取り組みからすると、やや期間的にタイトな感じもいたしますが、私どもは、地域づくり協議会も8地域にありまして、活発なまちづくり活動を展開していただいております。そういう意味では、そういうところに対するさまざまな意見聴取、説明も含めて、そういう努力をすることで、私は多くの市民の皆さんに理解されるようなことが、この期間の中にできるだろうと思っております。そういう方向で頑張っていきたいと思っております。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） やはり作成して制定したとしても、利用ができなければ絵にかいた餅でありますし、そういった点ではもう少し細やかに市民の皆様にごわかっていただけて理解していただいたほうがよいのではないかとということと、あと、市の職員の皆様の体制というのはどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 いずれ、この後、職員のそういうふうな体制についても組織して検討していきたいというふうに考えておりますが、今現在、まだその体制に至ってはおらないという状況でございます。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） あと、帯広市においては、パブリックコメント制度を制定して取り組んでいるわけですが、横手市としてはどのようなお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○塩田勉 議長 経営企画課長。

○高橋嘉 総務企画部経営企画課長 パブリックコメントの制度化につきましては、市の第2次行革大綱の実施計画の中に平成24年度の実施予定ということにしております。

それからまた、自治基本条例におきましても、他の自治体の条例を見ますと、市民協働を進める上で市民の意見が行政に反映される仕組みづくりが盛り込まれておりますので、横手市の検討委員会におきましても、そういう議論がなされていくものと思われまます。こうしたことから、パブリックコメントの制度化につきましては、その準備を進めているところでございます。

以上です。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） やはり帯広市の取り組みを見ますと、制度実施要綱を定めて行っているということで、市民の意見がより反映するために取り組んでいるというようなことでありますので、横手市でもぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、2番の横手市男女共同参画行動計画についてでありますけれども、この条例制定については、私も議員となりまして10数年たつわけでありますけれども、その議員活動の中でぜひ制定をしていただかなければやめられないというような思いがございまして、再度お伺いした次第であります。

平成19年の6月の議会での一般質問の条例制定については、五十嵐市長よりできるだけ早く前倒ししてできればとの答弁をいただいております。市長の公約の中にも推進していくというような決意が込められておりますので、条例制定については私と同じ思いであると認識しております。このたび、Y²（わいわい）ぷらざの中に男女共同参画市民協働推進室が設置されておりますけれども、何かだんだんと、私の意識からすると縮小のほうに進んでいるのではないかというように感じております。そして、行政委員の各審議会は40%を目標にしておりますけれども、下がってきている状態ですし、行政委員にしても女性比率が下がってきていると、そういうことを含めまして、全体を見ますと非常に下がってきているのではないかというような認識を持っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 最近の数値については、今、手元に資料がなくてお答えいたしかねますけれども、私としてはそういうふうなことはないというふうに思っておったところがございます。そういうふうなことが傾向としてあるならば、これは是正してまいりたいと、そのように思います。

なお、条例化につきましては、議員の熱意はよく承知していただいておりますが、これは、先ほどの、変な話でありますけれども、自治基本条例が市民の皆様様に周知されるために期間を費やすべきだというご意見と全く同じベースではないかなと思います。ちょっと表現は適当ではありませんでしたけれども、いずれそういう意味で、男女共同参画条例は今の段階でつくってもまだ絵にかいた餅になってしまうおそれがあるというふうな、私自身の、あるいは担当の懸念がございまして、何とかもうちょっと意識啓発を進める中で実態の伴った体制の中で条例化に持っていきたいなど、そのように考えた次第でございます。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） 私の中では、担当が変わるたびにすごく推進されたり、もう全然見えなくなったりというような傾向があるのではないかと、関心が高ければ推進の方向であり、また関心がなければ、何か置き去りにされているような、そんな気がいたします。これは私が感じている点であります。そういう改善もしていただきたいというふうに思っております。

では、平成18年に男女共同参画の庁内推進委員会を設置して取り組んでおりますけれども、その当時は石川副市長が会長としてなっていたと思いますけれども、今現在はどのようになっていますか。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今、平成23年度の男女共同参画の推進委員でございますが、市長部局、それから教育委員会部局、消防、横手病院、大森病院を含めまして117名の職員が委員としてなっております、副市長が本部長ということでございます。

以上でございます。

○塩田勉 議長 4番。

○4番(土田百合子議員) では、その117名中、女性は何人ですか。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 実際の職員の内訳は、今、ちょっと手元にはございませんが、いずれ5割近くはいるのかなというふうな感じに思っています。数字についてはちょっと手元にはございません。

以上です。

○塩田勉 議長 4番。

○4番(土田百合子議員) 平成18年に質問したときは1人ないし2人でした。それだけ少ないということが、私の中では本当に真剣に取り組んでいただいているのだろうかというような思いがありまして、このような状況の中から、何とか目標は40%でありますので、条例制定に向けて今後も新たに頑張ってもらいたいというふうに思うわけでありますけれども、この部分においては、やはり市長のリーダーシップが自治基本条例と同じく必要であるというふうに私は思っておりますけれども、五十嵐市長の中では、その制定に向けて、任期中は制定を考えていないということなののでしょうか、それとも制定を考えつつ取り組んでいくという方向なのか、その方向性だけを教えてください。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私もなるべく早く条例をつくって、実行ある男女共同参画施策が推進できる体制をつくりたいという思いは変わっておらないところでございます。ただ、ご指摘いただいた点も含めて、まだまだ我々、あるいは我々の周辺における条例化をしてもどのように進むかという点についてまだ心配な部分があるということでございまして、もうちょっとすそ野を広げていかなければならないという意味で、意識啓発、啓発部分を強調した次第でございます。そういう意味では、任期中ということではないわけでありますけれども、できるだけ早くつくりたいという思いは同じでありますけれども、もうちょっとやっぱり努力を我々自身も重ねなければいけないのかなと思っている次第でございます。

○塩田勉 議長 4番。

○4番(土田百合子議員) やはり質問してから4年という経過をしております。ずっと検討、検討ということで、その検討の具体性というか、前進できるようなやっぱり取り組みをしていただきたいというふうに思っております。その点について、部長、何かございますか。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 いずれ先ほど申し上げましたが、外部の委員の皆様にも、先般平成22年度の実績等についていろいろご議論いただきました。各部局より、その行政全般にわたってそれぞれ推進員

を配置しておりますので、目標に向かって頑張っていきたいというふうに考えております。

なお、先ほどの40%、50%という憶測で本当に申し上げてすみませんでした。今、ちょっと手元にメモが届きました。18名でございます。大変すみませんでした。比率にしますと15%ということでございます。この後、各課の事情でいろいろ男性の数が多いということでございますが、いずれ女性職員の比率を上げるように極力頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） ありがとうございます。

それでは、次の子育て支援総合コーディネーターの設置についてでありますけれども、児童センター設置と同時にスタートするものと思っておりました。これから市の職員がだんだんと少なくなっていく中で、総合的に子育てのコーディネートをしてくれる人が私は必要であるというふうに思っております。計画表を見ますと、27年、28年あたりからというようなことでありましたけれども、やはりもう少し早い段階で設置できないものかというふうに考えておりますけれども、市の考えとしてはどのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

○塩田勉 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 まず、今年度は人材育成を第一に考えておるところでございます。児童センターができて、これが子育て支援の拠点でございますので、そうした意味では、その拠点機能を含めてどういった各地域への子育て支援センターに対する、いわゆるコーディネートの仕方とか、あるいは事業の展開だとか、そういったものも当然ながら考えなければならないというふうに思っているところでございまして、あわせて、しっかりとしたコーディネートできる体制づくりが、やはり児童センターには求められているというふうな認識を持ってございます。そうした意味では、非常に長いスパンの中で配置を考えるのではなくて、まず1つは、機能をしっかりと持たせたものを考えていきたいと、いわゆる児童センターがしっかりとコーディネートできるような仕組み、体制、そういったものをまず重視して、複数の人材育成に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） 子育て支援をしている方からちょっとお話を伺ったわけでありまして、児童センターに相談機能があるということを知らなかったというふうにお伺いをいたしました。やはりそういったところの周知徹底というものもお願いしたいと思います。

それと、3点目の子育て支援ネットワーク協議会の設置でありますけれども、この部分においても同様でありまして、子育て支援の方からいろいろお話を伺ったんですけれども、やはりいろんな活動に参加してくださる方は問題が少ないわけでありまして、そこになかなか参加されていない方をどうするかという、いろんな情報を収集して、今、何ができるのかということ、市として全体像を描くには、やはりこういう子育てのネットワーク協議会全部を含めた形での情報収集が私は必要であるというふうに考えますけれども、現実的には目標年数が非常に先なんですけれども、この点についても、やは

り児童センターを設置するという裏づけとして、やはりそういうものがなければ、私は両輪が回っていかないというふうに考えておりますけれども、いかがですか。

○塩田勉 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 子育て支援ネットワークの関係でございますが、市長も答弁の中で申し上げておりましたが、子育て支援の多岐にわたる範囲と申しますか、子育て団体の中でも、もう既に子育てを終えられた方々が組織する団体もございますし、現在、子育て真っ盛りという方々の組織もございます。そういったことで、非常に目的意識も含めて多岐にわたっている状況があるわけでありましたが、そうした方々をすべて1つの協議会という組織化することだけで解決はできないのかなというのが私どもの認識でございます。そうした意味では、いろんなお話を聞く機会、もちろんでございますが、市長の答弁の中にもございました、行政あるいは企業との結びつきを具体的につないでいこうというふうな新たな、いわゆる中間的な組織というようなとらえ方でされているわけですが、そうした団体も出てまいりました。そういったものが非常により実効性のあると申しますか、いわゆるさまざまな意見がそこから出てくるのではないのかなというふうな期待も持っているところであります。そういった組織もぜひご協力をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○塩田勉 議長 4番。

○4番(土田百合子議員) ありがとうございます。何とぞよろしく願いいたします。

4点目に、女性が働き続けられる労働環境整備については、やはり国・県が窓口であるというふうに、私も実際にハローワークに行ってお伺いをしてまいりました。ただ、やっぱり市民相談の中でも、こういうふうな部分に非常に悩みがあるということについては、市としてもやっぱりぜひ推進していただきたいという思いで一般質問いたしておりますので、何とぞその取り組みを行っていただきたいというふうに思っております。

あと、こどものえき設置事業につきましては、やはり14施設が今設置されるわけですが、マーク、看板とかステッカーとか張って実施されると思いますけれども、その取り組みをもう少し具体的に教えていただけますか。

○塩田勉 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 今、議員のほうからお話しがありましたとおりでございますが、いわゆるこの場所がこどものえきであるということが一般に周知、あるいは目視できなければ全く意味がないわけでございますが、そうした意味では、県では認定した施設に対して表示するステッカー等を当然ながら考えておるところであります。いずれ、もうデザインも大方決まっておるようではございますが、それぞれ、こちらサイドでも工夫ができるようでございますので、県が示した例示的なものを参考にしながら、しっかりと一般の方々が、この施設はこどものえきだというふうに認識できるような表示の仕方を検討してまいりたいというふうに思っています。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） 3番の被災者支援システムについては2度目の質問ということで、非常にこの部分においては、公明党としてもしっかりと取り組んでいただきたいということで一般質問させていただきました。大仙市では検討中であるというふうに伺っております。6月の答弁でも前向きに検討していくというようなことを伺っておりますので、ぜひこれを検討して、いざというときの備えとしてしっかりと設置していただきたいというふうに思っております。

4番の視覚障がい者へのSPコードの対応については、本当に機械があってもSPコードが設置していなければ読み取ることができないということで、今度設置していただけるということで、発行していくということです。何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、最後でありますけれども、5番の赤坂字荒沼地区浸水対策についてでありますけれども、これまで平成11年から本当にあらゆる手だてをしているわけですけれども、そのことについては本当に建設課の皆様には大変心から感謝いたしております。ただ、道路が42センチ沈下している、その事実に対してどのような対策を講じるというふうに思っているのか、それと、やはり側溝についてもつくっていただける方向なのかどうか、これは市民相談の部分でありますので、何とぞよろしくお願ひします。

○塩田勉 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 荒沼地区につきましては、これまでの浸水被害、大変広い範囲から水が集中する地区ということで、さまざまな手だてをしてきたところでございますが、今回、議員がご指摘のように、朝日が丘中央線の一部区間につきましては道路が陥没してきている状況でございます。今回の6月の豪雨でも若干、これまでほどではございませんけれども、やはり道路が冠水したということもございまして、現在、地区につきましては総合公園の調整池、それから荒沼もございまして、その公園の調整池につきまして、沼の遮水シートがガスが発生して、若干浮き上がってございまして、貯水量が若干落ちてきているのではないかと懸念もございまして、そういったことも踏まえまして、地区全体の流入量を、下流に流入する量を抑える手だても含めて、その側溝の部分、沈下している部分につきましてもあわせて検討をしたいと、その上で早急に対策を練りたいというふうに考えてございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○塩田勉 議長 4番。

○4番（土田百合子議員） 側溝の整備についてはどのようにお考えなのか。水が最後まで出れないという、そういう状況にございまして、その部分においては設置していく方向なのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○塩田勉 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 その部分も含めまして検討させていただきたいと思ひます。

○塩田勉 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を11時5分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高橋聖悟 議員

○塩田勉 議長 3番高橋聖悟議員に発言を許可いたします。

3番高橋聖悟議員。

【3番（高橋聖悟議員）登壇】

○3番（高橋聖悟議員） お疲れさまです。本日2番目、新風の会、高橋聖悟でございます。

早速ですが、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

1点目、オフセットクレジット制度についてでございます。

オフセットクレジット制度は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を売買、取り引きするものがあります。以前、一般質問でも長々と説明させていただきましたが、簡単にもう一度概要を述べさせて、始めさせていただきます。

これは、企業や個人などの活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを、地球温暖化防止のためにそのガスを削減しようとするとき、どうしても削減目標まで達成しないときなどに、ほかで削減することをしている人から、その目標の削減量を買うということであり、例えば、森林などが温室効果ガスを吸って、吸収してくれておりますので、森林整備をして吸収しているところから、削減が困難な人、企業などがその吸収量を、森林整備をしているところ、事業主などから買ったりするということであり、もっと簡単に言いますと、二酸化炭素などの温室効果ガスを出す人と吸う人で互いに埋め合わせ、売買するということであり、そして、この吸収した量、削減量を売買するに当たり、環境省がその出量を目に見えるようにするため、金銭的価値、クレジットにかえる必要性があることから制度として創設したもので、これがオフセットクレジット制度であります。

そして、その制度の活用によって環境対策がなされ、また、森林整備などで売却益を得て産業振興がなされるということであり、これがオフセットクレジット制度の内容と活用であり、このことを多くの自治体、企業などが利用しております。そのようなことで、横手市においても、平成19年から22年に行われた186ヘクタールの森林整備、間伐作業が二酸化炭素など温室効果ガスを吸収していることから、オフセットクレジット制度の対象となり、活用することができるということであり、そして、その作業で得られる温室効果ガスの吸収削減量約3,000トン、オフセットクレジット制度を通し活用するということが、その活用するための準備作業を今回は業務委託をするということですが、これについては、どういったことを業務委託するのか、内容について伺いたいと思います。

続きまして2点目、少子化についてであります。

少子化は、その名のとおりに、生まれる子どもの数が減少し、それに伴って総人口に占める子どもの数が減ることです。そして、この結果として、将来の労働力が減少し、経済活動や所得の成長率が低下するとともに、現役世代の税、社会保障負担が著しく高まり、経済、社会の活性化を阻害することが危惧されています。また、少子化が進むと、家や地域が空洞化し、その集団がなくなることで、地域の過疎、消滅といったことが考えられ、少子化が与える影響は経済や社会に大きくかかわることが言われています。

そんな懸念がある中において、足元の秋田県においても少子化は進行中であり、昨年の国における出生数、出生率はほんの微増ながら上がっておりますが、秋田県においては下がっておりまして、平成25年まで8,000人を目標とした秋田県のプランも崩れかけております。また、県の目標に沿えば、715人まで上げる必要があるとして対策を打っている横手市ですが、平成22年度の出生数を見ますと631人、21年度の647人からは減っている方向です。昨日の対策で今日結果というわけにはいかないのは承知ですが、以前から少子化を克服するような子育て支援や何やらもあったということですから、何か少しでも上向くかと思いましたが、そんな兆しもなく厳しい状況であります。こういった厳しい状況を目の当たりにし、流れも雰囲気も少子化に向いていると危惧しておりますが、今後の対策はどうしていくのかお伺いいたします。

次に、3点目の観光行政についてであります。

横手市には、地元の我々を、来る人々を魅了してくれるお祭りやイベントなど観光資源が既にたくさんあります。さらに、最近では増田の蔵、伝建群や平泉の文化遺産関連など国を巻き込むほどのボリュームのある魅力的な素材が増え、来訪者もこれからは増えることが予想されます。こういったものの出現により、年中観光客を迎え入れることもできるようになり、また、今までの祭りやイベントが、単発で各地で開催されていたものがルートとして横のつながりもできることによって、長い時間、横手市に観光客をとめることもできるようになることでしょう。特に増田の蔵、伝統的建造物群に関しては、通年型観光地としての立地が見込まれ、また保存地区が決定され、重要伝統的建造物群保存地区に選定されれば、年間50万人も来ると予想され、観光客が落とす経済効果や活性化にも期待が持てるところであります。

そのようなことで、今、行政においても増田の蔵、伝建群については、観光の拠点にすることも考えていることと思っておりますし、そのもの、蔵自体をもみがき上げていることと思っております。しかし、そのもの自体のすばらしさだけでは、観光による経済効果、活性化を期待することはできないことと思っております。今の旅行者は行きたくなる動機づけに農商工などの付加価値を見る傾向にありますし、ホスピタリティも重要視します。幾ら本体ばかり立派でも、それにまつわる機能が整っていなければ、旅行先の選択からは外れてしまいます。選定されると、年間50万人来ると予想されていることなら、それ相当の観光地としての準備や仕掛けを選定の25年度末に向け、今から整備を考えるべきだと思います。新たな横手市の観光のスタート地点が確立されなければ、これまでと同様のてんでばらばらな観光となり、経済効果

の薄いものとなってしまいますので、それにまつわる周辺の整備、観光インフラ整備については必須事項であると思いますが、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

最後、4点目であります。福祉医療について。

小学生の医療費について、23年度は入院費の部分を助成していただきました。今回も前回の質問と同様の小学生の医療費にかかる費用、入院費の部分だけではなく外来にかかる部分の助成、いわゆる小学生の医療費無料化についても考えていただくことができないかということでもあります。このことは、前回の答えでは、23年度の大きな課題の1つとして検討するということであり、それから6カ月たち、予算の編成も考える時期に入っていくことになることでもありますから、そろそろ決断することだろうと思いい、また、色よい返事があるだろうと期待を込めての質問でもあります。

このことについて、市長は、効果、恩恵はさまざまな面で住民の皆様幅広く行き渡るものだと理解していると述べられています。また、総合計画、後期基本計画の策定をする際に、住民からとったまちづくりアンケートにおいても、総括、分析という中で、数ある項目があるにもかかわらず、子育て支援の推進、特に福祉医療費の助成を小学生まで無料、拡充といった住民からの意見も多数あると特筆しております。市長も市民も多大な理解を示しているところでもありますので、そろそろ踏み切ってもよろしいのではないのでしょうか。福祉医療の助成を小学生まで拡充すること、小学生の医療費無料化についてを再度要望し、市長の決断を促します。

以上、4点について質問であります。ご答弁、よろしくお願いいたします。皆様、ご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目でございますが、オフセットクレジット制度についてでございます。

横手市におきます豊富な森林資源を活用して、即効性のある事業を実施することで、地域の活力を生み出すためにオフセットクレジット制度に取り組むことといたしました。これは、間伐などを実施している市有林を活用し、二酸化炭素吸収系プロジェクトの認証を受けることで、温室ガス排出権のクレジットが発行されるものであります。このクレジットを企業等に買い取っていただくことで、その資金を森林資源の維持や環境保全の取り組みに生かすことができます。なお、発行までの手続につきましては、専門性が高いため、プロバイダーと呼ばれる中継企業等にその業務を委託する予定であります。委託する業務は、第三者検証機関の審査を受けるための業務と現場審査のための手続など、クレジット発行までの業務となります。具体的には、計画どおり適切な間伐が実施されているかを確認する妥当性確認業務や、計画した場所での木の種類、木の直径や高さの測定、面積測量を行うモニタリング業務などが行われることとなります。

2つ目の少子化についてでございますが、出生数の目標を平成25年に、県では8,000人、当市では平成16年並みの715人として少子化対策に取り組んでおります。しかしながら、直近のデータとしまして

は、平成21年の出生数が、県では7,013人、前年比で5.5%の減であります。当市においては627人、前年度比で6%の減であり、出生数は減少傾向の続く厳しい状況にあります。

市では、平成22年度より県の少子化対策包括交付金を活用し、第1子対策として、出会いの場の創出事業や不妊治療費助成、また第2子以降の子どもを安心して生み育てられる環境づくり対策として、乳児保育施設の整備や重度障害児保育支援等を行ってきたところであります。さらに、今年4月20日からは、市内において、県、市町村関係団体で共同設立した秋田結婚支援センターの南センターが活動を開始しており、8月31日には、出会いや結婚に関するお世話やアドバイスなどをお手伝いする結婚サポーターとして市内から3人登録されております。今後も引き続き、県少子化対策包括交付金事業を中心に少子化対策の事業を展開してまいります。市内関係団体の皆様との意見交換会及び庁内関係課で構成する少子化克服検討委員会で、既存事業の評価、検証を行い、少子化克服のための全庁的な取り組みを行ってまいります。

3番目に観光行政についてのお尋ねがございました。増田の重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる重要伝建地区に関しましては、現在のところ、平成26年の文化庁選定を目指して、その価値づけを行うための保存対策調査を実施いたしております。重要伝建地区に選定されますと、従来の内蔵というブランド力との相乗効果による通年型の観光地としての立地が見込まれます。平成22年7月から建造物を有料で通年公開しておりますが、今年度は大震災があったにもかかわらず、前年度比120%の集客を記録しており、注目度は一段と高まっております。

整備に関しましては、都市計画事業として平成26年度以降の事業実施に向け、平成24年度から事業計画の策定を検討する予定であります。

増田地域は、重要伝建地区を含んだ周辺部についても、観光及び景観に配慮した町並み整備を検討する予定といたしております。受け入れ体制の整備は、同時進行的に準備する必要があるとの認識から、今年度、関連事業を直接実施する関係課による連絡会議を定期開催し、整備計画や住民説明を実施していくことにしたところであります。

伝建地区選定後の観光地としてのにぎわいは、飲食店、土産店などに空き店舗の活用を図るなど、住民や事業者がまちづくりに主体的に取り組むことのできる機運の醸成や体制の確立が重要であります。地区選定はそのきっかけであり、まちづくりの1つのプロセスであると考えております。こうしたことから、特に住民の皆様のご意見を多く反映しながら、通年型の観光立地に結びつくよう検討していきたいと考えております。

4番目の福祉医療費についてでございます。

この制度につきましては、子育て支援や少子化対策、経費負担の軽減などを図るため、県内の多くの市町村が県の制度を拡充して助成しており、横手市でも、これまでの所得制限撤廃などの助成に加え、今年度からは小学生の入院医療費についても対象といたしております。

こうした中で、県は出生数が16年連続して全国最下位となり、少子化に歯どめがかからない状況が続

いていることから、子育てにかかわる経済的負担軽減などの支援策強化が不可欠として、これまで未就学児までの入院、通院医療費を対象にしていた福祉医療制度について、対象年齢の拡大などの制度改正を平成24年度の施行に向けて検討しているところであります。ご質問の外来医療費助成についても、この見直しの案に含まれており、拡充の実現に向けて、県と連携して検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○塩田勉 議長 3番。

○3番（高橋聖悟議員） 市長、ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問していきたいと思います。

オフセットクレジットのところについてですが、業務委託については、クレジットとして認証、発行してもらうために、申請ですとか確認、検証などの作業をプロバイダーに業務委託するという答えでしたが、私も調べたんですけども、この作業をやるとなると、やっぱり複雑で手間もかかるということでございまして、すごい難儀だなというのは聞いておりました。しかし、この作業だけの委託もそんなんですが、もう一つ大事な部分として、クレジット化されたものを金銭にするため、売却する部分についてはどのように考えているのか。これが売れないと、この制度を利用した意味がございませんので、どう考えているのでしょうか。

例えば、高知県からちょっとお話を聞いたんですけど、何でも高知県で申しわけないんですけども、やっぱり金銭にする売却はかなり難儀だったという答えがありました。九州のある小さい自治体に聞いても、すごい難儀ですよ、自治体でやるのは、特にセールスマンという方たちがいないので、とても難儀だろうというお答えをいただきました。ということであれば、この売却ということに関しても業務委託に含めてもよかったんじゃないかなというふうに私は思っています。このことが、たまたまといいますか、先月、林業活性化議員連盟の森林整備の勉強会で来た講師の方に、このオフセットクレジットのことについて伺いました。この業務委託について伺いましたところ、売却も含めて一括委託するほうがいいんじゃないかと、手数料は高くなるけれども、そのほうがこの制度を完成させるためには確実であるという返答がありました。そのことで、発行されたクレジットの売却については業務委託に入っていませんでしたので、このプロバイダーにまたお願いしてもいいんじゃないかというのが私の考えなんですけど、この辺についてももう一度見解を伺いたいと思います。

○塩田勉 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 販売委託までプロバイダーのほうに委託してもいいんじゃないかというようなご質問でございましたけれども、プロバイダーに委託することと委託しないことの違いというのは、クレジットをどこが所有するかということでございます。プロバイダーに委託しますと、プロバイダーがクレジットを所有する、委託しないと横手市が所有するという形になります。販売できた場合につきましては、当然ながら市有林の整備に財源として充てるというようなことを考えてございます。

販売できなかつたらどうするのかというようなご質問でございましたけれども、販売できなかった場

合でございまして、市が所有している場合には、環境産業等の関連企業がここに進出してくるような場合を考えますと、その環境企業さんに横手市のクレジットを付与して、来てくれることに、企業誘致のほうにアピールをしていくとか、また、農産物に横手市のクレジットを付加しまして、ほかの産地との差別化をしていくといたしますか、環境産業に取り組んでいる地域ということをアピールするような、いろいろな活用のある方法があると思っております、今回は、市でクレジットを所有したいというような考えでございまして。

また、プロバイダーがいろいろな問題を含んだプロバイダーもございまして、環境省のほうでは、許可発行を制限していこうというような動きもございまして、今のところ、横手市ではプロバイダーに委託することは考えてございません。

以上です。

○塩田勉 議長 3番。

○3番（高橋聖悟議員） 私は一括売却と言いましたけれども、今、部長のお話だと使い勝手もいろいろあるのかなと思って、いいなと思いますけれども、やっぱり確実に償却していかないと、やっぱりこの制度を利用した意味がございませんので、何とか、先ほど企業誘致でも使えるというような話もしていましたので、市長、ぜひこれを武器に頑張ってくださいと思います。

続きまして、少子化についてでございます。

少子化については、第1子出生対策、第2子出生対策を県からの交付金を使ってというお答えでした。私が言いたかったのは、こういった対策は、以前から間接的に子育て支援をやっているが、出生数が上向く傾向がないので、これから何か対策はあるのかというようなことで、どうしていくのかという意味を込めましたが、前回同様の答えで、何かひとつ力の入れようが弱いのではないかと感じております。

繰り返しますが、昨日の対策で今日結果というわけにはいかないのは承知です。しかし、25年度まで715人という目標に到達する過程においては、こういう状況であるならば、評価を出して精査して、見直しをしていかなければいけないのではないかと、そして、交付金だけで賄っていけるのかということも考えていかなければいけないのかなと思いますし、少子化を克服したいというのであれば、もう少し戦略的に企画を立て、どうすれば増えるのかとか、克服に向けてどこがキーポイントなのかをもうちょっと研究してやってもらいたい、そう思っております。

ただ、第1子対策、第2子出生対策で25年まで715人、この難題にしては簡単過ぎるのかと思っております。もしかすれば、第2子出生対策といって、一生懸命、今やっておられるということですが、実は、もうこの第2子対策というのはクリアされているんじゃないかというふうなことも私は考えています。そこまで第2子、第2子と言わなくても、例えば、国立社会保障人口問題研究所の出生動向基本調査というのがあるんですが、それによりますと、夫婦間の最終的な子どもの数は2.09人だそうです。2人以上生まれているという数字が出ています。去年の調査はまだ出ていませんが、減少は続いているものの2.00人、2人近辺はいくだろうと予測されています。いわゆる、このことは結婚していれば

2人はまず生むだろうということを読めることの話だと私は思っていますし、また、この調査によりますと、夫婦間の予定子ども数、希望ではなく予定数は平均2.11人となっておりますので、第2子対策というのは、この数字を見ると、もうクリアされているのではないのかなという気もしております。ですから、横手市においても、そういったことを調査してみると、もしかしたらそういう数字にも倣っているのかなと思ったりもします。もし仮にそうであれば、やはり今の対策のとり方、予算の使い方も変わってくるのではないかと思いますので、もう少し研究、調査して、数値的な部分や当該世代の状況、ニーズを洗い出して、県からの交付金を含め、横手市なりの方法論、対策をもう一度鋭く考えていかなければ、少子化克服にならないのではないかと思いますが、こういった裏づけを持って、今、そういった対策をしておられるのかどうか、第1子出生対策、第2子出生対策とっておりますので、そういう裏づけがあってやっておられるのかどうかを、もう一度お伺いしたいと思います。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今現在は、議員おっしゃりますように、少子化対策の包括交付金ということで、平成22年度から24年度まで年間2,330万円の交付金をいただきながら、第1子対策、第2子対策ということで、先ほどご答弁申し上げたいろんな事業を、トータル7事業でございますが、民間の団体等を巻き込みながら実施いたしております。

ただ、この少子化対策については、いずれ1課とか1部局だけの問題ではなくして、やはり全部局あるいは全市を挙げた、そういうふうないろんな方を巻き込みながらご意見なり対策を講じていかなければいけないということでございまして、いずれ、今の対策ですべてそれが目標達成できるというふうには考えておりませんので、いろんな、その時々に応じた新たな施策も柔軟に取り入れながら継続して取り組んでまいりたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

○塩田勉 議長 3番。

○3番（高橋聖悟議員） そうですね、取り組みはいいんですが、やっぱりもう少し研究、調査して、重点部分がどこなのか探してほしいところであります。そして、今、見ますと、各課から寄せ集めで少子化対策事業をなしておるわけですが、やっぱりそうではなくて、横手市として将来に向けての戦略として、もっと強力な体制をとって考えていただきたい。こういった体制のことは前回も質問して、検討するというお話をいただきましたが、もっと言わせていただければ、私はここにはいなかったんですけども、平成19年度末の定例会で、少子高齢化対策特別委員会というのがあったらしいんですが、その場において、少子高齢化対策室を副市長のもとに設置することを提言しており、以前とは構成メンバーは若干違いますけれども、議会としてもそういうような提言をしてありますので、そういう提言をしておいても進捗状況が見られませんので、この件に関しては、そういう体制については何かひとつ弱いのではないかと思いますが、それについてはどのように考えておられますか。私どもとしては、私個人も、議会からも提案しておりますので、ぜひとも推進していかなければいけないのかなと思っておりますが、見解を伺います。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 確かに、以前議会のほうに2つの特別委員会が設置されまして、少子化についても大分ご議論いただきました。なかなかこれについては、これだという特効薬はないわけでありまして、横手市の人口は毎年大体1,000人ぐらいずつ減っております。これは、社会動態、自然動態合わせてでございますが、いずれあすあすにも10万人を切ろうという状況でございますので、最も大切なテーマだというふうにとらえておりますので、この後、いろんな情報を入手しながら、いろんな方のご意見も伺いながら、幅広く巻き込んで市を挙げた取り組みに持っていきたいということを考えておりますので、議会の皆様からいろんなご提言等ありましたら、随時お話いただければと思っております。

○塩田勉 議長 3番。

○3番（高橋聖悟議員） ありがとうございます。

皆様のご提言といいますけれども、提言は大分前からしておりますので、市長、ぜひとも、これはやっぱり将来を揺るがす大問題でございますので、すごい力を入れてやらなければいけないのかなと思っておりますが、そういう力の入れ方が弱いということでございますので、こういう体制を強化してやっていただきたいなと思っておりますので、一言よろしくをお願いします。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 この答弁をつくったのは総務企画部でありまして、あちこちの話をまとめると、こういう内容にしかなかなかならない、ご理解いただける話だと思っておりますけれども。根本の問題はどこにあるか、少子化の根本の問題がどこにあるかといったときに、やはり若い人が、男の方も女の方も含めて当地に少なくなっているという状況は絶対的にあるわけでありまして、その原因は何かと尋ねれば、やはりこの地域に住み続ける条件が欠けているということでありまして、これは産業政策に連なる話でありまして、企業誘致、産業振興、農業振興も含めて、その辺が最も根幹にあるのではないかなと思っております。したがって、そういうようなセクションを特別つくっているわけではありませんけれども、そういう政策の着実な推進の中に、私は少子化対策の解決の1つの大きな部分があるというふうに思っております。確かに文言としてはそういうことは出ておりませんが、そういうのは、どなたの認識も変わらないと思っております。そこは、今までも力を入れてまいりました。これからももっと力を入れることによって、ここに書いてある答弁をさせていただいたような第1子対策、第2子以降対策も生きてくるんだというふうに思っておりますので、根本のところを忘れないでしっかり頑張ってもらいたいと思っております。

○塩田勉 議長 3番。

○3番（高橋聖悟議員） わかりました。ありがとうございます。

次に移りますが、観光行政についてのところでもあります。答弁では、受け入れ態勢も重要であり、町のにぎわいをつくるということは認識しているというようなお話でありましたが、先ほどは飲食店、土産店など、そういったところも含めにぎわいを出していきたいということでございますけれども、やは

りそれ以外にもまだまだ整備をしていかなければいけない周辺機能ですとか、観光のインフラを整備していかなければいけないというのが何点かありまして、ちょっと指摘させていただきたいんですが、1つが交通アクセスです、自家用車や団体バスについては、そんな問題はないと思いますが、鉄道、飛行機など自分たちの足で来る人たちに対しては不便なのが現状であります。公共交通機関等の充実も必要でないかと思えますし、加えて、今、策定中の公共交通システムに、こういったことも盛り込んで策定してはいいのではないかということも1点目として指摘いたします。

2つ目といたしまして、ホスピタリティの向上、有名観光どころに行きますと、タクシーも店も人も、大体が自分の地域にある観光地について理解と知識があります。尋ねても参考になる答えが返ってきます。そういった現地の人々の行動が旅行者にとっては大変ありがたく、その町の印象も大きく変わるわけであります。ですから、人材の育成、観光地としての住民ということも醸成していかなければならないと思えますが、これは増田だけではなく、横手市全体に言えることでもないかと思っています。そういったホスピタリティの向上に向けても対策が必要ではないかということも、2点目として指摘しておきます。

そのほかにも、観光ルートづくりですとか広域連携、さまざまな観光インフラの整備については考えなければいけないという部分もあると思えますが、先ほどの答弁からは、飲食店ですとかお土産ですとか、その部分にしか言及されていませんでしたので、もうちょっといろいろ気づいてほしいなということで、今、2点を取り上げて指摘しましたが、それ以外にもまだまだありますので、周辺機能ですとか観光インフラの整備についてのあり方については充実すべきであるということも申し上げまして、その見解についてもう一度伺いたいと思えます。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 大変いい指摘をしていただいたなと思っております。交通アクセスの中の空港から来るいわゆる2次アクセスです、これについては永遠の課題的なところもございまして。ただ、増田の蔵のあの動きを見ていますと、これは大いに可能性あるなと思っております、2次アクセスをどういうふうに組み立てるかというのは大変大事だなと思っております。

今までの横手市における観光の宝というのは、せいぜい日帰りで見える程度だったのが、増田の蔵がしっかりできてきますと、これは泊れる可能性が出てまいります。そういう意味ではアクセスも非常に大事になってくるなと思っております、従来、それぞれの地域には観光協会が全部いろいろあるわけがありますけれども、全市挙げて、交通アクセスの問題は考えていかなければならない。観光連盟もございまして、そういうところとよく相談をして、どんなアクセス、2次アクセスのつくり方があるかということを検討していきたいと思えます。

あわせて、ホスピタリティの向上については、本当に昔言われた笑い話でありますけれども、旧横手の話でありましたけれども、駅前からタクシーに乗った方が、「横手の何かおもしろいところありますか。いいところ、見どころありますか」と言ったら、「うん、何もね」と言ったという有名な話が

ありまして、まことにがっかりした記憶がございます。相当古い話でありますけれども、そこまではいなくても、まだそういう意味ではもてなしの心はシャイな性格も含めてあるのかなと思ってまして、業界関係者に向けてのさまざまなもてなしの心向上のためのメニュー、プログラムというのは、今まで部分的にやっけてまいりました、これからもっとやらなければいけないと思うし、何よりも住民の方々にも、そういう理解をいただけるような部分はどうしても欠くことができないなど、やっぱり自分のほうの地域の宝は宝だと認識していただければ、自然と聞かれたときにしっかりとお話しできると思うんですよ。そういう観光地は結構あると思っていますので、そういうところは見習っていかなければいけない、そのように思う次第でございます。2つ、大変いい指摘でありました。ありがとうございます。

○塩田勉 議長 3番。

○3番(高橋聖悟議員) そうですね。やっぱり観光地として成り立つためには、さまざまいろいろなことを考えていかなければならないというのはあると思いますが、考えていく上で役割分担というのもきちりしていかなければいけないのかなと、例えば行政に求められる役割ですとか、民間に求められる役割、観光推進体制に求められる役割、あとは地域住民に求められる役割、これが一体となってやっていくことが、やはり観光地としての運営が成り立つのではないかと考えておりますので、それを推進する体制、またはあり方を今後早いうちに示し、選定が25年度末と、以前よりもちょっと早まったというお話も聞いておりますので、それが近づく前に何とかいい体制をとって、いい観光地づくりをしていただければなという意見を申しまして、この項を終わらせていただきたいと思います。

最後に、福祉医療についてでございます。

市長に対して決断を迫ったということでありましたが、県が拡充を検討するということで市長も半分楽になったのかなと思っています。こういった要望が受け入れられそうで、子育ての応援も広がり、少子化にも寄与していくのではないかなというふうに思っております。正直、子育て世代の私にとっては大変うれしいところでもあります。決定ではございませんので、今後も県の動向を見ながら、引き続き拡充が確実に実現できるように頑張ってください。市長のことを応援していますので、何とかなるように県にプッシュしていただければと思いますし、また大きな子育て支援の要望が出てきたときには、次は私を応援していただけるようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○塩田勉 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は1時20分といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時20分 再開

○奥山豊 副議長 議長に事故がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 寿松木 孝 議員

○奥山豊 副議長 22番寿松木孝議員に発言を許可いたします。

22番。

【22番（寿松木孝議員）登壇】

○22番（寿松木孝議員） 午後の大変お疲れのところ、若干時間をいただきながら質問を進めさせていただきたいと思います。

今冬の豪雪から始まりまして、一体地球全体どうなってしまうんだろうと思わせるような非常に大きな災害が多発しております。中でも3月11日の東日本大震災におかれましては、非常に心が痛みましたし、同じ地域に住む人間として、自分の無力さに悲しみを覚えたことも思い出されます。あれから半年がたちました。しかし、一体どうなっているのでしょうか。

実は、7月に私たち消防議員連盟の中で被災地のほうに出向きながら、実際の生の声でお話をお聞きしたい、そんな思いで出かけたわけですが、やはり相当ひどい状態でありました。そして、テレビの画面を通してであります、今現在に至っても瓦れきの山は撤去されておりません。これは、国の方針が決まらない、そんな根本的な、ある意味人災的な部分ではないかなと、そんなふうにした次第であります。

また、釜石市そして遠野市のほうに出向いたわけですが、釜石市では、市長を初め、この横手市の協力体制に本当に心から感謝していただきましたし、よろしくお伝えください、そのようなコメントもいただけてまいりました。今も1名の職員の方が派遣になっておりますが、そして、車、そんな形の中でいろいろ応援をしているわけですが、これからもぜひ復興のために、やれる範囲内しかできないわけですが、一生懸命取り組んでいただきたい、そして我々もその気持ちを持ち続けたいと、そんなふうにした次第であります。

さて、9月定例会の初日でありましたが、どじょうが金魚のまねをしてもしようがねえじゃんというのがある、こういうルックスなので総理になっても支持率は上がりません、だから、解散はしません、どじょうのように泥臭く国民のために汗をかきたいとの名演説で首相の座を射とめた野田総理。私は、野田氏個人につきましては、あまり存じ上げてはおりませんが、その演説からは実直さと、そして誠実さがにじみ出ていたように感じました。野球に例えてみますと、毎回華々しく逆転ホームランをねらい続けながら、三振とダブルプレーの山を築いた前政権、そこを、やはり、これからは地味ではありますが、コツコツと内野安打と送りバント、そして全員野球でつなげる野球に徹しながら、山積している難題を、少しでも1つでも多く解決されますことをご祈念申し上げるものであります。

それでは、通告に従い質問をいたします。

1点目の市有財産の利活用についてであります。

この質問をするきっかけは、退職されたある職員の方と道端で会ったときの会話から始まりました。この方は、旧大雄時代に仕事でこのことに携わったことがある方でありましたので、以前から大雄村にあったさまざまな絵だとか花瓶だとか書、さまざまなものがあつたんですが、これきちんと整理されているんでしょうか、そんな心配をされておられました。そんなことから、私は地域局長のほうにどうなっているんだろうとお聞きしたところ、大雄の地域局では、リストの制作をしながら、そして管理をしていると、そんな話でありました。そして、ふと振り返ったときに、もしかして、この市有財産といいますか、旧自治体で持っていたさまざまなものは、大雄だけではなく、あちらこちらにあつたはずだと、そんなふうに思った次第であります。そんなことから、本庁のほうに問い合わせしましたところ、本庁では全く管理されていないということがわかりました。旧自治体のあつた各地域局に管理はお任せという形になっておるようでありました。そこで、今回はこのことの調査もあわせながら、これらの備品といますか、さまざまなものの有効利用についてお聞きしてみたいと思っております。

先ほど、絵と言いましたが、その絵も私の記憶が間違っていなければ、ゆとりおん大雄と隣の公民館の施設を建てたときに、旧大雄時代には、その落成に合わせた形の中で、数百万円のお金をかけながら展示品という形で購入したというふうに記憶しております。そんな形のものでしたので、普通のポスターだとか、本当に安く手に入るものではなくて、リトグラフといますか、数十万円から100万円を超えるようなものまで含まれておりました。こんなものが眠っているということ自体もったいないなと、そんな思いの中での質問であります。市当局は、先ほども申しましたが、そのリストを多分、今、調査してわかれたというふうに思います。これをどんな形で活用していこうとされているのか、その部分についてお聞きしてみたいと思います。

私の提案なんですけど、私は、ある程度数がそろっているのであれば、絵でも、それからお茶の茶碗でも、そういうものを利用しながら、例えば、各学校の空き教室にしばらくの期間展示しておいて、移動美術館みたいな、簡単な美術館といますか、子どもたちの部分に役立てたりだとか、あと病院、それからさまざまな施設の寂しい壁を飾る、こんな役割なんかは簡単に考えられるのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりのこともお聞きしたいと思えます。

あわせまして、絵とかそういうものだけではなくて、普通の事務に使っていた机、いすを含めたさまざまな備品があつたと思うんですが、ここいら辺の行方といますか使い道、たまたま気がついたのは、今回、本庁に集約化になるときに、山積みにしたものがいつの間にかなくなっていたと、多分処分されたとは思いますが、そういうもののリストがきちんとして、そして、いつでも有効的な利用が可能なのかどうかと、このことについてもあわせてお聞きしておきたいと思えます。

次に、観光の施策についてお聞きいたします。

平泉が世界遺産の登録になったことを受けまして、市長は藤原清衡のつくり上げました平泉の浄土思想、その原点となった当地域での後三年の役、それらの連携から新たな観光を模索しているように感じております。その具体策についてお聞きしてみたいと思えます。

私は、この私たちの地から平泉文化へつながるにつきましては、先日も市報のほうにそれなりの内容のものが載ってありましたが、要は藤原清衡が、撰関藤原家を祖に持つ藤原経清、父親ですね、と蝦夷の有力者であった安倍頼良の娘、結有という女性の中に生まれたことから始まります。その物語を体系的にわかりやすくするには、やはり前九年の役、後三年の役、そこを連携した中でのさまざまな内容の展示、また、紹介が必要だというふうに思っております。

そんな中で、当横手市の中にあるさまざまな施設を見回してみたんですが、こういうことが可能な施設はないだろうか、そんな観点で見たんですが、残念ながら私の目にとまったものはありませんでした。それは、やはり駐車場の問題だったり集客力の問題であったり、そして、その施設が持っているそのものの魅力だったり、さまざまなことが影響しているのかなというふうに思っております。

そんな観点の中で、ふと気がついたのは、当地にある秋田ふるさと村でありました。この施設、県の施設ではありますけれども、私たちの横手市の観光にとっては、本当に中核となる施設であります。秋田県全体の中でもすばらしいと評価される施設であります。この部分を有効利用することはできないのか。有効利用という言い方はちょっと無茶なんですけど、ともにコラボレーションさせながら、いろいろな展開ができないものかというふうに考えた次第であります。

市長も、よくよく思い出してみますと、実は、このふるさと村の誘致のときから、そのときに私が市長をお見かけした一番最初でありました。男鹿で佐々木喜久治さんの、前の知事ですが、この方の後援会のさまざまな取り組みのときに、五十嵐市長、若き日のころでありますけど、私も当然若かったんですが、そのころにお見かけしたと、一生懸命ふるさと村の誘致のことで頑張っておられたというイメージがあります。そのときにお見かけした最初でありました。そして、それから、やはりふるさと村が開業するとともに、さまざまなイベント等で応援する仕組みも、そして汗も流してこられました。私は、そんな市長の動きを見ている中で、本当にかかわりの深い施設であるというふうに思っていますので、ぜひこれは検討していただいて、私たちの横手市の観光の本当に発信基地にしていくべきだなと、そんなふうな思いから提案したいというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、指定管理者制度の今後についてお聞かせ願います。

合併後、市の公共施設では、管理はそのままの、それまでの委託制度から指定管理者制度に移行されました。これは温泉施設や介護施設、物品販売所などにとどまらず、公園管理、集落会館の維持など、ありとあらゆるものに及んでおります。そして活用されているのが現状だと思っております。

その中でも、今回の質問は、その指定管理料が比較的大きい施設、要するに温泉施設や物品の販売所、介護施設などビジネスとして成り立つような施設に限って、その内容をお聞きしたいと思います。

この指定管理制度導入時の経緯を思い出してみますと、私としましては、その管理料の算定が大変に難しいだろうかと、そんなふう感じたわけですが、そのときの説明では、それなりの根拠ということで示されてはいましたが、その内容を見る限り、多くのものは以前からの委託料だとか補助金をベースにしながら算定されていたもののように感じておりました。

また、そのときの質問の中で、この制度の更新時の指定管理先と金額は見直すことがあるのかと、そんな話もお聞きしたわけですが、それぞれの指定管理の更新時に十分精査しながら、その都度決定していきたいとの内容の答弁があったと記憶しております。

今回は、そのことを踏まえ、指定管理制度が導入されてから現在まで、各施設の経営内容についてどのような分析をされて把握されているものか、まずお聞きしたいというふうに思います。

また、指定管理の更新に際しましては、指定管理先の変更があったのかどうか、その施設の有無、そして指定管理料の金額の変化があったのかについても、あわせてお聞きしたいと思います。

私は、この指定管理制度にはさまざまなメリットとデメリットが混在していると思っております。個人の見解として申し上げるならば、最大のメリットは、やはり市からの資金の流れが鮮明になり、コストダウンが期待できるのではないかとということがあるでしょうし、デメリットといたしましては、市の施策が反映されにくく、また、経営のコントロールが非常に難しくなってしまうことではないかなというふうに感じております。

指定管理制度が導入されてから、多くの施設が2回目の更新を迎える来年の4月に当たりまして、その方向性についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それでは、最後の項でございますが、温泉施設の見直しについてお聞きいたします。

私は、市の財政状況の中から、また社会環境の変化からも、市がかかわっている温泉施設の設置の見直しは必要だというふうに感じておりましたので、この部分については何度もこの議場で質問や質疑、さまざまな点でお話をさせていただきました。そして、長い時間がかかりましたが、当局におきましても、やっと重い腰を上げ、今、そのテーブルに着いてこようとしております。

先日行われました今後の行政課題の説明会におきましても、見直しに際しての5つの指標が示されておりましたが、これは一定のルールとの意味合いの中から当然でありましょうが、財政的な内容に限られる指針というふうに感じております。私はこれを否定するというのではなくて、この指標の前に、まず現状の把握をする必要性を感じたのであります。現状のさまざまな施設がどういう状態で動いているのか、そして、その賃金体系だとか、さまざまな経営の内容について興味を持ちましたし、調べる必要性を感じましたので、その中で気がついたことを質問したいと思っております。

市がかかわる温泉施設は9館あるわけですが、その5館は直営で、残り4館は第3セクターに指定管理を出しております。これは設立時の経緯、また、当時の自治体の目的などにより、さまざまな施設が混在している中で起こっているわけで、当然といえば当然のことです。しかし、そのことが経営に大きくかかわっていることも事実であります。そのようなことから、経営内容を調査するに当たりまして、施設ごとの雇用状況の資料を担当部署から提出願いました。この資料なんです、この資料には、役員、社員、非常勤職員の平成22年度の給与の平均支払い額が書かれてあります。そして、その中で、役員給与に関しましては、支払われている方が特定できてしまうということで、取り扱いを大分懸念されておられましたので、資料としては皆さんに提示しない、今回はいたしませんけれども、この内容を

ちょっと見ますと、私としては違和感を覚えるというものがありません。当然、当局としましては、さまざまな施設の雇用形態、指定管理をしている第三セクターの組織内容に対して、さまざま分析されておられると思いますので、その結果と、その内容に問題がないものか、これについてお伺いいたします。

あわせて、今回提示されました指針以外に、私は、当然政策的な意図を含めた中で施設の見直しを図られるであろうというふうに思いますので、その方向性についてもあわせてお伺いしたいと思えます。

以上をもちまして、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○奥山豊 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目でございますが、市有財産の利活用につきましてのお尋ねでございます。備品につきましては、物品規則に基づきまして管理をしているところでございますが、現在、絵画が277点、書画が70点で、これらを含む美術工芸品といたしましては1,014点の備品登録がございます。これらは資料館や公共施設の展示室及び会議室に展示または保管されている状況でございます。しかしながら、旧市町村の備品登録の基準の違いにより、合併以前に寄贈された絵画などおよそ30点が備品登録をされておりました。これら未登録備品のほとんどは、合併以前から会議室等に展示されておりましたが、賃貸借契約満了後に契約業者より譲渡され、倉庫で厳重に保管されているものも8点ありました。備品登録されていないものについては、改めて規則に基づき登録するよう指示をしたところがあります。

また、これら備品の利活用については、地域出身者からの寄贈品もあり、それぞれの思いや経緯を大事にするとともに、大切な財産として、できるだけ多くの皆さんが鑑賞できるような環境づくりに努めてまいりたいと思えます。ご提言にございました空き教室等々を使った移動美術室、あるいは病院等々いやしの空間へのというようなことにつきましてぜひ検討してまいりたいと、そのように思う次第でございます。

2つ目の観光についてでございます。

平泉の文化遺産が世界遺産登録を受けまして、平泉を訪れる観光客を横手市に誘客するための事業を検討する市内プロジェクトを7月に立ち上げ、現在まで3回の会議を行っております。このプロジェクトは市長公室、観光物産課、文化財保護課を主体として4部3地域局12課の職員で構成し、初回の会議では平泉藤原氏の初代清衡の浄土思想のルーツは後三年合戦にあるという意義づけのもと、出席した職員が自由な発想で事業提案を行いました。この間、私も直接平泉町の菅原町長を訪ね、祝意を申し上げるとともに意見交換を行い、横手市と平泉町が連携しながら観光事業を進めていくことを確認したところでございます。

プロジェクトの2回目、3回目の会議では、提案された69のアイデアを、それぞれ短期、中期、長期の3つの目標に区分しながら、担当部署に割り当てる作業を行いました。その中で、短期目標として今

年度中に実施する喫緊の課題という共通認識により、祝賀横断幕の設置、首都圏在住の歴史好きな女性、最近は歴女と呼ばれているようでありますがけれども、その歴女によるモニターツアーの実施、関連施設のトイレの改修、案内板の設置、平泉における観光客動向調査、後三年合戦職員学習会などが提案され、現在、これらのアイデアを着実に事業化いたしております。

また、後三年合戦の史跡が大鳥井山遺跡、金沢柵、沼柵等に分布し、合戦にまつわる伝説が市内各地に点在していることから、それらをワンストップで説明できる施設の整備も必要と考えております。しかし、当面の対応策としては、既存の観光施設や観光案内所に平泉後三年コーナーを設けることなどを検討してまいりたいと思います。中でも、議員のご指摘にもありました、市内でも最も集客力があり、十分な展示スペースの確保が可能な秋田ふるさと村は有力な候補施設となるものと考えておるところであります。

3番目の指定管理の今後の方針についてでございます。3点お尋ねがございました。

今年度、指定管理者に委託している市の施設は130施設であります。特別養護老人ホームなど福祉関係施設が32施設、温泉施設や直売施設など産業や観光に関するものが26施設、交流センターや農村公園、集落集会所など地域コミュニティに関するものが68施設、その他スキー場など4施設となっております。

ご承知のとおり、指定管理者の選定に当たりましては、相手方や管理機関、指定管理料支出のため、債務負担行為について議決をいただいております。さらに、毎年管理状況や経営及び経理内容については、年度ごとに管理者から事業計画書と実績報告書の提出を求め、その状況をチェックいたしており、結果として、これまでの施設運営は設置目的に沿った指定管理が実施されているものと判断しております。また、新規の指定や更新時には、指定管理候補者から複数年の収支計画書の提出を求め、市民サービスが維持、向上されるか検討を加え、指定管理料を算出しているところであります。

次に、指定管理料の推移でございますが、指定管理料を支出する70施設のうち、県南愛児園など法律に基づく措置費を指定管理料として支出する施設を除き、更新前と比べ増額となった施設は3施設、減額となった施設は9施設、その他は変更なしとなっております、トータルでは約220万円の減額となっております。

また、これまで更新を行った120施設のうち公募を行った施設は1施設のみであり、この状況は合併以前から業務委託されていた施設がほとんどで、市民サービスへの影響や雇用を含めた経営状況等を総合的に判断し公募しなかったものであります。しかしながら、指定管理者の選定については、公募が原則であり、公募しない状況が続くことによって、参入の意欲がある新規事業者の阻害や提供サービスの硬直化、指定管理料の見直しなどが難しくなることも考えられますので、指定管理者の選定に際しましては、公募の適否や指定管理料の算出について詳細に検討し、特に更新時には、指定管理者の変更や管理料の減額なども視野に入れた適切な選定に努めてまいります。

4番目の温泉施設の見直しについてであります。2点お尋ねがございました。

温泉施設の見直しにかかわる一定の基準については、行政課題説明会において、5つの指標、客数、収入、客単価と単位客当たりの財政支出額、経費率、大規模修繕にかかる費用限界を例示いたしました。これらは、利用者の動向、採算性などを確認するもので、複合的に用いてさまざまな角度から経営状況を分析することで、施設の運営と存続について検討できるものと考えており、施設ごとの性格や特異性を加味しながら定量的に判断できる例としてお示しいたしました。また、この基準の設定は施設を継続していくためのハードルと位置づけ、各施設における経営改善の一層の取り組みを促すことで、健全な施設運営が継続できればと考えておるところであります。

次に、施設及び第三セクターにおける組織形態の問題についてであります。昨年5月の行政課題説明会において、第三セクター等検討プロジェクトの検討結果である第三セクター等に関する取り組み方針においてお知らせいたしましたとおり、直営温泉においては、管理部門等の統合化や市職員以外の経営責任者の配置の検討などを課題としており、経営内容をも左右する大きな問題であると認識いたしております。第三セクターにおける組織については、その法人が事業を営んでいく上で、必要に応じて形づくられているものと思います。組織のあり方を含め、経営に関しては、最大株主であることを意識しながら市としての意見を申し述べておりますが、この場での意見は控えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○奥山豊 副議長 22番寿松木孝議員。

○22番（寿松木孝議員） まず、市有財産の利活用についてであります。ある程度想像したとおりの膨大な量があったんだなというふうに思っておりました。その購入した経緯だとか、それから寄贈された方々の思いだとかの中でという市長のお話がありましたけれども、やはりこれは基本的にはもう合併して6年もたとうとしていますし、まず、横手市の大切な財産でありますので、どうやって有効利用していくということを最前提にして考えるべきであろうと思っております。そんな中で、多分陶器だとかさまざまな絵だとかがありますので、台帳には残ってはいるけれども、ほとんどだめになってしまったものというのも中には多くあると思います。それもそれで仕方がないといえば当然のことです。やはりきちんと管理をする、その部門を設けるという必要があるかと思っております。各地域局に振るだけではなくて、やはり本庁の中にきちんとした管理部門を設けた中で、その中から一体的にあちらこちらに貸し出したとか、そういういろいろな展示会だとか、そういう仕組みを考えていったほうがいいのではないかなと。でなければ、各地域局から1回ごとに持ってきて、持っていったのといっているうちにわからなくなってしまうだろうと、そんな気がしますので、そこいら辺の検討を願えるかどうか再質問します。

○奥山豊 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今まで適切な管理がなされていなかったわけですので、やはり集中的に管理するのが望ましいというふうに思います。どのような部署でどのように管理するかは、これからの検討になりますが、提案があるような方向でやってまいりたいと思っております。

○奥山豊 副議長 22番。

○22番(寿松木孝議員) まず、この項はそういう形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きましては、この観光のことなんですが、そのプロジェクトの中でふるさと村も有力的な施設として見られていたということであれば、それはそれで結構でございます。何でこんなことを言っているのかと言いますと、やはりどうしても市内観光を考えたときに、ワンストップですべてのことがわかる場所が必要だというふうに思ふんです。観光する場所場所は、観光する方のある意味勝手という言い方がいいのかどうかわからないんですが、自由なわけで、そういうことを考えた場合、当然1カ所のところできざまな情報を知り得た中で、自分が見に行きたいところを見に行くというのがスタンスだというふうに、観光の当然のスタンスだというふうに思ひますので、既存の施設の充実も当然必要でしょうし、そして再整備も必要かと思ひますが、やはり一番最初に集客力のあるところに一度入ってもらって、そして、その平泉文化の意味を知ってもらって、何で私たち横手市がこの平泉を大切にしなければいけないのか、観光の資源にしているのかと、こういう部分の内容を十分わかってもらう、そんな仕掛けが必要だろうというふうに思ひます。勝手な想像の中で、私はふるさと村がいいんじゃないかなと思ひた中で、自分の思いだけではだめだろうということで、実は、ふるさと村のある企画の方もお話もしました。いろいろ提案をしていく中で、なかなかおもしろいんじゃないのという話にはなりました。ただ、詰めなければいけないところはたくさんあると思ひます。市の方で、どういう形で、例えば場所を借り上げるだとか、展示スペースの問題だとか、さまざまクリアしなければならない問題はいっぱいあると思ひますが、やはりそういう部分は前向きに検討していけばクリアできる問題だというふうに思ひますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思ひます。この部分については、答弁は結構でございます。

次に、指定管理のことではありますが、非常に悩ましいところがあります。と申しますのは、今、適切な経営管理がされていると、経営管理といいますか、経営されている部分は管理できているというような内容の答弁に聞こえたわけですが、現実的に見たときに、施設によって当然びっくりするぐらいの利益が出ているところの施設が何カ所もあるんです。そして、きちきちできゅうきゅうしながらも頑張っているところも何カ所もある。当然経営努力というものもあります、中には。ただ、温泉施設の項でも話したんですが、雇用形態だとか内容というのはそういうことだと思ふんですよ。経営分析、数字だけで利益が出ている出していないだけではなくて、その施設にお勤めいただいているのはほとんど市民の方ですので、その方々のその処遇だとか、そういう部分も含めた、やっぱりトータルな判断が必要だろうというふうには思ふんです。その中で、やはり指定管理料が見直される、増額になるのもあるかもしれないし、減額になるものも当然出てくるであろう。そういうのが当たり前だと思ひますし、そして、指定管理先についても、やはり、ある程度実績を積みながらやられてきてはいるんですが、その中で、要するに市民が使う施設なので、やはりそこにそぐうのかそぐわないのかということもきっちり見きわめながら、やはりきちんとした体制を一回とっていきべきであろうというふうに思ひます。もちろん、私た

ち議会のほうも、その都度認証しているのでお互いさまでしょうといえればそれまでなんですが、そういうことではなくて、ただ我々が知り得るといのは、先ほども言いましたけれども、本当にうわべの数字的なことしか知り得ません、我々に来る資料の中では。ある程度判断する材料をお持ちなのは、部局の皆さんだというふうに私は思っています。そういう中での今話をしているつもりですので、どうかそこを気をつけて、そしてやはり適正な管理がされる、そして使われる方々、また入所されている方々含めまして、きちんとすばらしい施設だなと言ってもらえるような、やっぱり管理を目指さなければいけないのではないかなというふうに思うんですが、その部分についていま一度お聞きしたいと思います。

○奥山豊 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、議員からは経営の中身、特に雇用の形態あるいは待遇についてのご指摘がございました。私自身は直接その資料を見ているわけではなくて、担当にその分は任せているわけでありませけれども、それは1つの見方としては大事な見方だなというふうに、今、聞いていて思いました。第三セクターの目的は明快でありまして、平たく言えば、地域において事業者がなかなか採算がとれないものを、あるいは地域の産業振興だとか、その地域に特化したねらいが明確なわけでありまして。それに照らし合わせて、雇用の増進ということも含めて、照らし合わせてどうかということが大事でありますので、その雇用形態が著しく三セクの間で均衡を欠くということは、やっぱりあってはならないというように思います。そういう意味では、三セクに求める基準といえますか、各市町村ではまちまちだったかもしれないけれども、そろそろ我々も統一した基準、あってほしい、あるべき姿というか、経営のあるべき姿というものを、一つ同じものさし、同じ土俵に立って見る必要はあるだろうというふうに思っております。そういう中で指定管理制度の見直しもしていかなければならない、あるいは三セクの経営に助言をしていかなければならない、そういうふうに思った次第であります。

○奥山豊 副議長 22番。

○22番(寿松木孝議員) その中で、温泉施設の見直しという部分の、これの中の一部分、要するに三セクの部分も、今、加わった中での話になってしまっているんですが、先ほど温泉施設について市長の答弁の中から、三セクの部分は適切にやられていると認識しているという内容のように聞こえました。金額とか細かいことは言いませんが、まず、例えば、社員の平均給与額で見ると、一番低い施設の役員の方が、4館あるわけですが、この普通の社員の平均給与額が一番低い施設があります。ここが、一番近いところと比べても年間で30万円以上違います、1人当たりの平均額です。そして、役員の報酬を見ると、その施設だけが750万円ほど役員の方がもらっております。前回、この部分は資料に出たので言ってもいいかと思いますが、鶴ヶ池荘の分は600万円弱でございます。何でこんなことを言っているかといいますと、そのときに、いみじくも鈴木副市長がおっしゃられました。経営者たるもの、市がかかわるものの経営者たるもの、自分の給与だけではないだろうと、社員の待遇も上げるのが当たり前前の経営者だと、そういう話をされました、この場で。そんなところから、私、ちょっとこの資料をとりながら見て、非常にえって思ったんですが、そこの理事会に行かれていますよね。その部分

を、これは平成22年度の分なんです、いろいろ情報収集しましたら、今年はさらに給与が、この方上がっているんです、ずっと。それが、果たして正常かと言われると、他の施設からすると、やっぱりちょっと違うと思うんですよ。成功報酬かもしれないです。うまくいっているからかもしれないです。だとしても、やり方はあるだろう。副市長が言われたことをなるほど聞いた自分としては、何か言動と不一致しているのではないかなと、そんなふうにした次第でありますので、その部分をいま一度答弁願います。

○奥山豊 副議長 副市長。

○鈴木信好 副市長 私は、この前の議会のときに、鶴ヶ池で皆さんからいろいろ本当にご心配かけて、通していただきましたが、そのときにも、今、その後もずっと会社に行って話をしているのは、社長は社員の給料を上げること考えなければいけないと、社員は社員の給料が上がればいいというのではなくて、社長の給料が上がらなければ自分たちだって上がらないよということを、お互いにそういうことで、チームプレーでいかなければいけないというふうにして話していきまして、ほかでも同じように話しています。ただ、その額について言えば、出発のときに、それぞれの町村で、これをお願いしますというので出発してきている事実がございますので、どうしてもそれをベースにせざるを得ないというのは、今の番では、新しい横手市になったので、もっと下げますとか、社員は上げますが社長は下げますとか、そういうのは正直できないというふうに思っています、ベースはあくまでもそれぞれの町村で立ち上げたときをベースにしながら上げ下げをやってきました。今、おっしゃられる成功報酬というのは、簡単に言えば、指定管理の部分では成績は毎年ちょぼちょぼですが、市がお願いしている指定管理とは別に、会社が独自にやっている部分で営業成績がすごく、今、いい状態でありまして、取締役会でもそのことはちゃんと評価すべきだということで、今年の23年5月の役員会では、月額にして多少の上乗せをすべきだということで決定しました。

多分、今、鶴ヶ池は成績が悪いので、さっき600万円と言いましたが、今はもう8割カットでやっています。ですから、社長の給料は、ある意味成績によるところがすごくあるというふうに思いますし、社長が自分の給料を上げる中では、自分の給料はかなりの期間上がっていませんでしたので、その間は、社員の昇給はさせていまして、今回は上げていない期間が相当数あるし、現在の指定管理以外の部分で相当成績がいいということで、役員会でもそれくらいはやるべきだということになって、今年の23年5月の役員会で月額当たり多少上げることにいたしました。内容としてはそういう内容であります。ですから、成績が悪ければ、社長はやっぱり責任をとらなければならないので、下げざるを得ないということも起きてくるし、成績がよければ、会社の運営に多大の影響を与えとか、そういうことでない範囲で社長の給料も上がりますし、職員の給料も上がっていくということだと思います。

○奥山豊 副議長 22番。

○22番(寿松木孝議員) その中で悩ましいのは、この指定管理料であります。指定管理している部分で成績が悪いとか云々とかという話は、それはおかしいと思います。その組織体は、例えば温泉の部分

だけ赤字だからこの部分は赤字、あとは黒字だから、こっちだけ成績いい、そんな話じゃないでしょう。すべてトータルでどうなのですかということで数字というのは出てくると、私は思っています。そういう中でいきますと、例えば、指定管理料が全く入っていないくて、頑張ってもらって、それで給料が上がっていったというのであれば、これはわかります。わかりますし、そういうことも必要だろうというふうに思います。しかし、この施設にちゃんと指定管理料入っているんですよ、1千数百万円って。その形の中で、市の指定管理料の部分はきちんともらわなければいけないだろうし、そして給料は上げなければいけないだろうしという話には、ちょっとなかなか、一体的に進んでいって、はい、そうですかというふうにはなかなか乗りにくい話ではないかなというふうに思います、我々の立場として。これは、やはり副市長にもそのあたりはちょっと感じてほしいわけですよ、私としては。その施設の中全体を見回して、どうなのよという判断をするときに、やっぱり考えなければいけないということと、それから、さっきの繰り返しになりますけれども、市から指定管理料が入っている、なんで入っているのということであれば、ある意味赤字補てんなんですよ、指定管理料というのは。だって黒字だったら指定管理料要らないわけでしょ。しかも公設民営でやっている施設なので、本来であれば利益がどんどん出なければいけないはずなんですよ、民営でやっているとしたら。最初から民間で建てて、全部やっている方々もいらっしゃるわけですから、イコールコンディションで考えれば、当然減価償却も要らないですし、そういう中で、ある程度利益が出て当然なはずなんですよ。でもなかなかできない。それは福祉の部分だとか、いろいろ言われる、さまざまな部分だというのは私も承知しています。ですから、それはそれで仕方ないんですが、そこに指定管理料だという形の中で、公費がどんどん入って行って、確かに頑張っているかもしれないけれども、このぐらいの給料だという形で出されたときに、いや、違和感は覚えるよねという話なんです。

あと、例えば、社員の方の平均額の話をするれば、この施設が一番低いんですよ、さっきも言ったとおり。ほかの施設よりも年間にして三十何万円ぐらい低いんです。そこら辺を加味すると、何か今、言われたこととどうもかみ合わないよねという話のように感じるんですが、いま一度答弁をお願いします。

○奥山豊 副議長 副市長。

○鈴木信好 副市長 指定管理についてですけれども、議員は、温泉の部分は赤字で、それ以外はという話でありましたが、おっしゃるところは大雄の振興公社だと思いますのでお話ししますが、今、市で指定管理に出しているのは、1号館と3号館です。それから、2号館は業務委託をしまして、先ほどの金はそのトータルであります。要は、1号館、2号館、3号館を運営する中で、その部門の会社がどうだかといいますと、温泉部門は完全に赤字です。ですけれども、飲食部門とか、そういう部門で頑張っていて、言い方ちょっとあれですけれども、トータルとしては、市が指定管理に出しているところは、何とかその範囲内で赤字を出さないでやっています。そして、今、我々が大雄村当時から引き継いだときには、大雄村で入れているお金はもっともっと多かったです。でも、中身を精査しながら、今の額に詰めてきて、その中でも指定管理する部門では何とか赤字を出さないで運営していただいているという

ことです。会社としては、指定管理以外に、ホップ茶についての事業を新たに立ち上げてやっています。これは指定管理とは全く関係ない部分です。ですから、今は、今回23年5月に上げたのはホップ茶の成績がいいということをやったものでありまして、指定管理は大体ちょぼちょぼですので、指定管理の部門で給料を上げるとか、そういうことができる状態ではありませんので、そういう判断はしませんでした。ただ、ホップ茶については、平成22年度はおよそ1,000万円ぐらいの売り上げがありますし、23年はホップ茶については新しく部長を雇い入れました。それから、作業する部門に正社員8人を雇用しました、ホップ事業の部分だけで。それで、今現在の売り上げでいきますと、昨年の3倍以上の売り上げで今伸びておりまして、今、伸びていますので、今年はホップ部門だけで相当な額がいくというふうに思っています。ですから、多分全体で見れば、会社としてはもう少し社員の待遇とか上げることではないかなと思いますが、指定管理を受けている部分についていけば、赤字にならない程度しかできていませんので、よろしくをお願いします。

○奥山豊 副議長 22番。

○22番（寿松木孝議員） ちょっとかみ合わないです。というのは、指定管理を受けていると、今、副市長おっしゃいました。確かに指定管理を出しているのはそういう名目です。名目ですよ、中身は違うでしょ。これ何でかと言いますと、大雄地区で公民館事業をやっている部分を2号館と称しています。この内容って副市長、わかるんですか。どういう内容で営業されている、どういう状況なのかわかって、今、お話しされたんですか。

○奥山豊 副議長 副市長。

○鈴木信好 副市長 今は業務委託として、教育委員会部門から会社で受けています。ただ、使われないうちが結構ありますので、そのときには、一体として使う場合もございます。使われないうちは結構ありますので、指定管理を受けている中で使うという場合も結構あるというふうに確認しています。

以上です。

○奥山豊 副議長 22番。

○22番（寿松木孝議員） ですから、その指定管理している公民館として、あそこの部分、2号館は機能しないわけですよ、正直な話しまして。これは、大雄地区の問題ですから、今、地区会議でもいろいろお話ししていただきながら、大雄庁舎の使い道の中で、そこからどういう形で撤退したらいいだろうかというような話まで出ているというふうに私は思っています。

ですから、極端な話をすれば、3号館の部門と言われる、要するにほっぷ亭という食堂の2階の部分なんですけど、ここの部分については、トイレ掃除ですよ、ゆとりおんでやっているのは、トイレ掃除とそこら辺の片づけ。公民館も一緒なんです。それで一千数百万円かかっているんですよ。極端な話すればですよ。でも、これはなんで最初に、そうやってもっとそれ以上にお金を入れたかということは、その部分については、ゆとりおんが経営難であったために公費を入れてきたという純然たる事実があるわけですよ。そんなの全部わかっていてお話ししているつもりです。ですから、会社名も言わなかったし、

午後 2時20分 休憩

午後 2時51分 再開

○奥山豊 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の取り消し

○奥山豊 副議長 22番寿松木孝議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

○22番（寿松木孝議員） 先ほどの一般質問の中で、不確定要素の部分が含まれておりましたので、訂正させて削除していただきたいというふうに思いますので、お取り計らいをよろしく願いいたします。

○奥山豊 副議長 ただいま、22番寿松木孝議員から、一般質問中、一部不適切な発言の部分について発言を取り消したいという旨の申し出がありました。この取り消しについて許可することに異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○奥山豊 副議長 異議なしと認めます。

したがって、22番寿松木孝議員からの発言の取り消しを許可することにいたします。

鈴木副市長。

○鈴木信好 副市長 先ほど22番議員に答弁した中で、今、22番議員が取り消しを許可いただいた部分に対する私の答弁についても、ぜひ議事録から削除いただきますよう、よろしくお取り計らい願いたいと思います。よろしくお願いします。

○奥山豊 副議長 ただいま副市長から、一般質問の答弁中、不適切な発言の部分について取り消したい旨の申し出がありましたので、この取り消しを許可することに異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○奥山豊 副議長 異議なしと認めます。

したがって、鈴木副市長からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。

◇ 齊藤 勇 議員

○奥山豊 副議長 6番齊藤勇議員に発言の許可をいたします。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤 勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） ご苦労さまであります。今日の最後の質問になりました。

台風12号も、本当に何と申しますか、人の無力さといえますか、あるいは逆に自然の驚異、またぞろ、それこそまざまざと見せつけられました。これだけ日本は科学力あるわけですけれども、それを持って

いながら、無策ぶりは本当にある意味憤りを覚えてなりません。そういう思いも抱きながら一般質問に入らせていただきます。

最初原発から暮らしと農業を守るためにということであります。

ご承知のように、今回の東日本大震災は世界で4番目に当たる大変な事態であります。第1番目というのは1960年のチリ西部沖地震、これはマグニチュード9.5であります。それとは0.5違いますけれども、大変な震災がありました。しかもそれに連動するように、絶対にあつてはならない原発の事故を引き起こしたわけでありまして。その影響たるや、ご承知のように想像を絶する事態が日々、次々と引き起こしております。ご承知のとおりであります。

原子力発電の日本のエネルギー政策には、日本共産党は当初からその危険性あるいは欺瞞性を指摘し、反対を貫いてきました。今や、原発をこの機会にゼロを目指して、期限を区切ってなくすと、そして、その分徐々に代替エネルギーを構築する、こういうことが求められるし、いち早く我が党は、全国的に原発をやめて代替エネルギーにかえようという、そういう提案と国民的討論を、今、呼びかけているところであります。

地震立国といいますが、地震のいわば真上に54基もの原子力があるというこれ自体、本当に異常きわまりないもので、しかも軽水炉型の原子力発電という問題多い不完全なものを、当時から専門家、学者等が強い警告をしてきたにもかかわらず、これを無視して、いわば安全神話、原子力村と言われる方々が、そういう推進勢力が安心神話を振りまいて進めてきた。その国、東電あるいは一部メディア、学者、御用学者です、そういう利益共同体の責任は極めて重い。決して想定外ではありません、やはり人災と言わねばなりません。

この原発の大変な事故から、今、半年たっても一向にその終息は見えておりませんし、今や福島のみならず東北全体が風評被害にさらされながら、全国から、世界からこの危機をどう乗り越えて、新しい日本社会を構築するのか、それが鋭く問われもするし、注視されているところであります。

市長は先般、今回のこの原発事故を契機に、日本の国民一人一人、それぞれの方々が、社会のあり様、エネルギーも含めて、そして物の見方が変わりつつあるという言明をされました。私も同感であります。同時に、私自身は、本当に地方自治に身を置く若輩者として、本当に何ができるかということを経験しながら、大したことできず、今に至っておりますけれども、そこで市長に伺います。

まず、この原発事故の重大性あるいは深刻、そして客観性からして、やはり人災だと私は思いますけれども、その認識、どのように見解をお持ちでしょうか。というのは、例えば、第2次世界大戦の広島、長崎への原子爆弾投下による被爆、そして、今回の原発事故のことで二度の日本人が経験をしたわけですし、人為的なものであります。この間、やれ経済効率、あるいは世界の競争に勝つんだと、やれ生き残りだと、こういう社会風潮、渦中で、もろくもアメリカの原発輸入でもって、日本経済が、社会が沈みかけている、本当に言葉に言いあらわすことできない状況、甚だ残念といえますか、たまりません。多くの国民はこういうことに、言ってみれば、早く決別して、新しい価値観の感じられる、そういうも

のを私は思っている、少なくとも模索している、考え始めたのではないかというふうに思っております。

残念ながら、風評被害はとどまることを知りません。収穫目前のわが横手の主要な作物の米、今、既に、本当にどうだろうとか、あるいは、本当にどういう状況だろうということをいち早く知りたいし、生産者、消費者も声を大にして、今、祈る思い、出ないでくださいという祈る思いをするとともに、私は、これは、やっぱり各地の経験からも、いかにタイムリーに検査を実施して、いち早く安全宣言をするか、その辺にかかっているのではないかと思います、その意味で、市長は横手市として独自の調査をやると言われました。そのこと自体は高く評価したいんですが、具体的な手だてをどう講じようとするのか。さらに、これは本当にあつてはならないことですが、仮に暫定基準を上回った場合に、当然、国・県は出荷の停止を含む出荷制限になるということを言われています。その場合の支援をどう図っていくのか、これを伺います。

2つ目の、第3段ですが、あの豪雪と、そして今年は片照りという異常気象がありました。この被害の支援についてであります。

3回目の質問でありますので、簡潔に述べたいと思いますが、実は、今朝も早い時間に、当時盛んに雪が降っているころ市長も同行した現地に足を運びました。ゆっふるのあの樹園地、ここは太い幹が大概3本くらい仕立てでなっていますけれども、1本で実をつけておったと、そういうのがあちこち見られました。片手を失ったかかしのような格好で、非常に痛ましく見えました。もう1カ所は、樋場、あの生コンのあるところの矮化栽培、これも3分の2ぐらいは枝がそっくりそがれたような、当時そういう状況を見ておりますが、それさえやはり上のほうに実をつけているという状況、それから、十文字新関のブドウ柵、これは河川からは結構高いのでよく見えるんですけれども、廃園のところ、それから、よくびっしりと通常の場合葉が固まっているんですけれども、やはりすき間があります。そういったことからして、今年の収穫量のリンゴ、ブドウ、桃にしても、絶対量がやはり4割前後、昨日、おとこの湯沢市では42%ということではほぼ似ていると思いますが、私は4割前後にとどまると、そして、何よりも商品化率はかなり下がって、やはり3割台に落ち込むのではないかと、比較的大きい桃の農家の方々は言って、がっかりしておりました。本当に残念です。ですから、当初を上回る大被害だと私は思います。

一方で、今朝、現地を回って、改めて果樹農家のひたむきなまじめな、何と申しますか、おこがましいんですけれども、けなげなと申しますか、例の枝折れたいろんなもの、残骸と申しますか、今、きれいに片づけているんです。大してなっていない、そういう場所もきれいに片づけて、草刈りもして、一生懸命です。隣に迷惑をかけられない、そういった一心で、いわば一生懸命努力をされている。

市長、ですから、こういう農家の努力、もくもくとひたすら、いわば、行政の言うことを聞いて頑張っている、こういう方々にどう行政はこたえるのかと、本当にここが問われている、試されている、このように私は思います。確かに種々の新事業があります。しかし、産業常任委員会でも、私は、途中のものもありますけれども、薄いし弱いです。何となく呼びかけは、スローガンはよいんですけれども、

結局、農家の負担が重くて、よいもので半分、それから、かなめの事業は4分の3の負担であります。それでなくても、この間、残念ながら本当に負債も多いし、ですから、いいなと思ってもなかなか手を出せない。この前の質問にもありましたように、ぎりぎりというよりも、何ていいますか、本当に続けているのが不思議なくらいの大変な中でやっている、そういう実際の声であります。ですから、新たな借金をして、いわゆる事業に申し込むと、参加するというのは容易でないし、戸惑うのは当然であります。私は、言ってみれば、果樹なんかは本当に存亡の危機で、よく全部めちゃくちゃになれば、初めてだめだとかいう、そういう見方もあろうかと思えますけれども、やっぱり経済がつきもので、そういう情勢がありますゆえに、私は存亡の危機のように思います。

以上のことから踏まえて、例えば被害の大きさや未収益期間、何度もこの前も言いました、これにいち早く生活資金といえますか、事業資金もいいますけれども、まずは生活資金、これを円滑に実行されたい。

それから、樹木やパイプ施設の建て直し費用への補助金があります。これも共同防除組合、そういうグループありますけれども、個人も含めて、差別なく速やかな対策の実行を図られたいし、そして、収穫を控えて、一部野菜も含めてですけれども、いずれも今言った、商品化率が本当に問われるわけです。したがって、このことが影響して、廃園あるいは廃業にならないような、そういう持続できる果樹農業への施策を、心も熱い、そういう施策を望んで質問いたします。

○奥山豊 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますが、原発から暮らしと農を守るためにということのご質問が3点ございました。

その中の1点目でございます。

今回の原発事故は、地震や津波で電源が破壊され、原子力内部や核燃料プールの冷却ができなくなり、核燃料のメルトダウンにつながりました。そして、格納容器を覆っている建屋が破壊されたことで放射性物質が大気中に放出され、世界史上に残る最悪の原発事故となっております。この耐震安全性のリスクは以前から一部で指摘されていたところではありますが、今回の事故で頻発して使われたのが想定外という言葉でありました。議員ご指摘のように、今回の事故は、地震発生時に、どんな事態であれ機器が安全に作動するバックアップ機能など、危機管理体制に大きな問題があったものと考えております。国はもとより、電力各社が、原子力発電所の安全性を徹底的に検証することが重要であり、1日も早い事態の終息と復興を願っておるところであります。

また、電力不足の対応につきましては、広く節電への取り組みを継続するとともに、リスク分散と安心・安全な代替エネルギーの観点から、太陽光など自然エネルギーの活用方法について、市としてもさまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

この項の2つ目でございますが、福島第一原発の事故により放射性物質が拡散し、農産物の安全性が問

われる事態となりました。農産物の安全性を確認するため、県では7月26日からスイカ、枝豆など主要作物15品目について調査を実施しておりますが、現在のところ、放射性物質は検出されておらないところでもあります。また、肉用牛の全頭検査や国による米の汚染状況調査が開始されるなど、安全性を確認する対策が講じられております。

市の取り組みとしては、横手市が安全な産地であることをアピールするため、各地域局からアスパラガス、トマトなどの市場出荷野菜8品目に小麦を加えた計9品目について、8月11日から市独自で放射性物質の調査を実施してきたところでもあります。調査の方法は、県外の検査機関に委託し、ゲルマニウム半導体検出器による精密な検査を行ったところでもあります。結果については、いずれの農作物についても不検出でありましたので、市のホームページや市内の野菜直売所等を活用し、横手市農産物の安全性のアピールに努めているところでもあります。

風評被害を防ぐためには、正確な情報をいち早く消費者等に提供することが重要であると考えますので、今後も市独自の調査を進め、米については市内8地域での予備調査と、リンゴなどの調査も実施し、横手市農産物に関する安全性についての情報提供に努めてまいります。

なお、暫定規制値を上回る放射性物質が検出された場合の対応についてであります。食品衛生法の規定に基づく野菜などに含まれる放射性セシウムの暫定規制値は500ベクレルとなっており、仮に規制値を超える農産物が見つかった場合は、原子力災害対策本部長である総理大臣が県知事に出荷制限を指示することとなっております。市としては、対象となる作物が出た場合、県やJAと連携を図りながら、農家支援に当たりたいと考えております。

大きな2つ目、豪雪異常気象の被害の支援策についてであります。

まず1点目であります。

今冬の豪雪被害により、数年にわたり減収期間が発生するものと思われまます。市では、果樹産地再生支援対策として、横手市農業経営安定化対策資金、通称マル農であります。これに果樹災害枠として5,000万円を新設いたします。これにより借り入れ枠が1億円まで広がり、償還期間も5年から10年と延長することで、減収期間の生活を支援できるものと考えております。

また、県でも12月に支援資金の新設を予定していることから、市では果樹農家の声が反映される制度となるよう県に要望してまいりますので、果樹農家の方には、一定期間果樹産地再生に向け市と県の資金を有効活用していただきたいと考えているところでもあります。

この項の2つ目であります。

初めに、果樹薬剤助成の取り組み状況について申し上げます。

8月末現在、1,350戸からの事業申請があり、助成金額は1億200万円と予想されております。所信説明でも申し上げましたが、共同防除組織につきましては、今後の支援策や薬剤助成の交付方法等について話し合ったところであり、これをもとに農薬代金の支払い期限前に助成金が交付できるよう努めてまいります。また、個人防除の農家につきましては、防除が完了する9月末までに助成金の支払い方法な

どを周知し、交付に必要な関係書類が整い次第、共同防除組織と同様に助成金交付を進めてまいります。

次に、パイプハウスなどの復旧支援であります。助成金の交付申請件数は670戸で、申請総金額は9,843万8,000円となっております。8月末の進捗状況は、支払い済み及び支払い請求中の農家数が約17%の114戸で、支払い金額は約20%の1,980万8,000円となっており、今後も早期交付に努めてまいります。

なお、ハウスの復旧費の支払いに資金を要する農家については、農協等の証明があれば、請求書でも助成金を受けられるようにしております。

この項の3番目でございます。

果樹については、秋の収穫が間もなく始まります。今年は、前年と比較し収量が大きく減少するものと見込まれております。品質についても、リンゴは開花時期が平年より9日ほど遅れたことから、全体的に小玉傾向であります。市としては、少しでも収益の向上につながるよう取り組んでまいります。

次に、廃園、廃業を防ぎ、持続できる果樹農業の施策についてであります。市としては、雪害からの原状回復にとどまらず、復旧を契機に栽培技術や経営力を強化し、収益性の高い産地を目指すために園地の集積を進め、産地を牽引する強い経営体の育成に努めてまいります。

また、薬剤の支援策についても引き続き実施することとし、足腰の強い果樹産地育成のため、若手農業者の確保や共同防除組織の再編整備や活動の強化を図りながら、新たな産地づくりを推進してまいります。

以上であります。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番（齊藤勇議員） 原発関連ですけれども、一部にやはり人災という評価、オルということの答弁もありました。想定外という話もあるようにという話でもありますが、繰り返しになりますが、今度の福島第一原発は、津波も大きかったんですけれども、大体立地場所が海岸で、あのおり、引き波になりますと5メートル、10メートル海面が下がるということで、そして構造的に問題のある軽水炉の原発施設、常に水を引いておかなければならない。よく話題にもなっていますけれども、ああいう決定的な、初めから欠陥のある、そういったものがほとんどでありますから、やっぱり私は極めて程度の悪い、質の悪い、そういったものを長く安全だ、安全だということでやってきた、その責任というのは本当に重いわけです。そういう意味でもこれは人災そのものであると本当に思うんですけれども、これは一定程度表明されましたので確認をしておきます。

それから、風評問題について、残念ながら、昨日の保育園のことで話がありました。よそから持ってきたとはいえ、やっぱり話にもありましたように、さまざまな物流、今、本当に流通システムがよいという反面、いろいろ流れてきておるわけです。昨日の全協でもシイタケのことからさまざまな物資ということで話あります。当然、米であれば、肥料それから堆肥等、こういったものがそれこそ有利に購入していいものをつくるというのも、今や常識ですので、そういった面である意味本当に入っているよう

に思いますし、そのあらわれが本当に心配なわけです。出なければわからないと、はからなければわからないということもありますけれども、今回、県も8カ所、そして市も独自ということで8カ所、それぞれ9町村1カ所ずつ、計16の地点から採取してはかるようです。はかることはいいと思いますけれども、問題は、測定部分、稲であれば玄米のところ、葉とか茎とかもみ殻とか、それから根っことか、いろいろそういう部分、部位があるわけですが、一番心配されているのは、やはり稲わらの葉のところ。これは、専門家からいいますと、分布率が1本の稲の中で73%ぐらいあるということが、玄米のところよりもはるかに危険、そういうおそれがあるということで、そういう意味で、玄米だけで安心なのかという、そういうことが必然と言われるわけですが、その点、箇所の問題も私は少ないと思いますし、調べる箇所が、それから部位、部分、この点もいまひとつ万全を期す上で少し問題があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点いかがでしょう。

○奥山豊 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 米の検査の件でございますけれども、議員がご答弁のように、県で8カ所、市の方は、8日に坪刈りをいたしまして、乾燥調整をしまして、9日には検査機関のほうに出す予定でございます。12日には結果がわかるということで、これで安全が確認できれば、横手市産は安全ということで一安心できるのかなと考えてございます。

今、出荷が控えておりますのが、米本体の玄米の部分だけでございましたので、今のところ米本体についての検査のみ想定してございましたけれども、これから稲わら等でもし検査項目が必要であれば、検討して検査を実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) 今、言いましたように、せっかく横手市独自でやるわけですので、やっぱり思い切って、箇所、これを増やすということと、やっぱり稲わらのほうも、あのおり稲わらというのは吸収しやすいし、それから食物連鎖もどんどん、物質循環も広がりやすいということで、非常にそこが専門家からも指摘されていますから、時ですので、その辺も含めてやればやるほど安全宣言のアピール性に富むというふうに思いますけれども、市長、どう思いますか。

○奥山豊 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 稲わらの件につきましては、部長が答弁申し上げましたとおり、この後の収穫後の問題としても考えなければならないことというふうには認識いたしております。あとサンプル的に8プラス8、16カ所の調査につきましては、現時点においてはサンプルとしては適当な数字だというふうに考えておるところでございます。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) これは、当然肉牛、牛と田んぼ、田畑では比較はどうかと思いますけれども、いづれ牛などは全頭です。もちろん田んぼなんかは全面積というわけにはいきませんが、やっぱりそのく

らのスタンスでなければ、本当に消費者あるいは住民の皆さんから、幾ら出なかったとか言われても、いまひとつどうかなのという、そういう思いはやはりするのではないかと思うんですよ。ですから、当初のそういう予定もわかりますけれども、この際、残念ながら保育園のことも出ました。質は若干違いますが、昨日の夕方のテレビでは高レベルと、高放射線量といったああいうスーパーも躍ってしまったので、極めて残念ですが、そういう対策上も含めて、やっぱり増やすことが賢明だろうと、あるいは、初めから稲わらも含めてやるのがベターではないかというふうに思いますが、これ、市はいわゆる本格検査になるのかわかりませんが、きちっと重要な、大事な位置づけという点で、ひとつその辺は事に当たってもらいたいですけれども、その点、さらにお願います。

○奥山豊 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 県で9月1日に事前調査を実施してございます。これは県内2カ所で実施しておりますけれども、これは検出なしということで検査結果が出てございます。また、再検査は200ベクレル以上になりますと重点区域ということで、集落単位ほどの大きさで再検査をするというような国の基準になってございます。これから考えてみましても、今のところ検出なしということでございますので、箇所的には市内16カ所ぐらいで、ある程度の安心は確認できるのではないかと考えてございます。

以上です。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) 国・県の基準がこうだから、まあまあいいんだということではだめだと思うんですよ、今では。そこ言っているんです、何度も。しかも自分でやるというんでしょ。それ、いいことですよ。しかし、似たようなことでは足りないだろうと言っているんですよ。いろいろやったと思っても、あのおりぼっぼと出たりすれば、もう大変です。だから、せめてやっぱり品目、作物を限定するわけじゃないんだけど、主要な産業の米について確実に安全宣言アピールを、やっぱりタイムリーに今やらなければならないと思うんです。そういう点で私は何度も聞くわけですよ。だから、国・県とかではなくて、町のある意味存亡にかかわっているわけですから、本当に最重視して何とかするという、そういう思いは、市長、どうですか。

○奥山豊 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議員、牛の話为例に出されましたけれども、あれについては、放射性セシウムに汚染された稲わらを食べたというような1つの事実があって、全頭検査に至っているわけでありまして、米の問題と別にやっぱり考えていただかないといけないのかなと思っております。そういう意味で、我々は8プラス8、16ということで行っているところでございます。

もちろん、この8プラス8、16カ所で少しでも大きな数字が出れば、これはメッシュをもっと小さくしてやるのは当然のことではございまして、現在のさまざまな動き、検出の動向を見た中では、もう我々の地域、水も大気も放射能汚染されておられませんので、そういう意味では、水田についてもそれなりの

良好な状況にあるという判断が前提でございます。1つでも心配な部分が出れば、これはもう、もっとももっとしっかりやるのは当然でございます。そういうことで、現在8プラス8、16カ所でやるのが適当だろうというような判断でございます。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) 今の、ちょっと言ったつもりですけども、単純な比較ではありません、肉と田畑は。ただ、さっき言いましたように、米をつくるためにさまざまなよい肥料、有機質、それから腐葉土、培土、さまざま、これは本当に今、流通が楽で、いろんなところから取引があって使っているんですよ。ですから、潜在的に、今、市長はほとんど安全だと言うけれども、特に投入量が多いのは米ですから、それを吸収しているおそれは多分にあるわけです。ですから、私はそういう意味で、玄米のみならず、やっぱりわらの部分の葉っぱをやっていたほうが、後々いい効果、役目を果たすのではないかと、いうふうに思って言っているわけです。そういうことも視野には置かれるんでしょうか、市長。

○奥山豊 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 稲わらについては可食部ではありませんので、全国の消費者に心配を与えるものは何もないというふうに思います。しかし、それを調べることは当然やらなければいけないことなのかなと思っておりますが、それは段階を経てやることになろうかなと思っております。今はとりあえず可食部である米についてやりたいということでございます。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) とりあえずということで、いずれやられる可能性があるということで、それでは、ひとつその辺は期待しております。

豪雪被害ですけども、本段で言いましたけれども、樹園地再生事業資金なのかな、ちょっと資金名わかりませんが、不確かなところありますが、いずれ初日の質疑にもありましたように、市長は、無利子は初めから検討していないということでした。いろいろマル農にも5,000万円積み上げて、1億円の支援事業ということである述べられて、申し込みもそれなりにありますけれども、据え置きのことになりますけれども、たしか6月議会で、できれば数年ぐらいの据え置き期間という答弁もいただきましたけれども、そういった資金の要件ですか、その点は現在どうなっているのか。

○奥山豊 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今回の補正に出してございますマル農の果樹災害の特枠の件でございますけれども、融資の期間を10年といたしまして、3年据え置きというような形の制度設計をしております。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) 桃栗三年という意味では、3年もだめだとは言いません、1年よりは。しかし、やっぱり今度のこういった被害、あるいは農家の実態、経済状況等、それから被害の実態を考えれば、相当なダメージ、あのとおりなので、やっぱり未収益期間5年から10年、リンゴであれば10年や15年、ざらにかかるわけです。そういう点では、やっぱり少し弱い、そのように私は思います。

そういった意味と、それから、やっぱり利子補給、無利子に何とかならないかということで、これはかなり切望されております。何とか無利子分の、いわゆる予算も含めてかさ上げ、やっぱり一定度の、かなりの戸数の方々が申し込み、薬剤ですな、1,350戸、いわゆる融資の申し込みはいまだに少ないと、あるいは制度がはっきりしていないということもあって、なかなか事務的にもいかないという面があるようですけれども、やっぱりそういうメニューをいち早く、そういう有利な使いやすい、実効性のある、そういうのを早く出して、タイムリーに農家の思いにこたえるということが大事だろうと思います。

この間、大雪で盛んと降っているころも、あのおり物すごい被害だということで、これは、今起きている状況が当時からも考えられておりました。案の定、それ以上に、今、被害が、あるいはあきらめが広がっております。ゆえに、やっぱり今の少なくとも未収益期間を補う、カバーすべく、生活資金が今示されなければ、もっともっと残念ながら廃園、廃業が広がると思うんですよ。そういった意味でも、やはりずっとずれがあるんだと、政策はまあまあよしとしながらも、思いにずれがあつて、なかなか窓口にも行けないとか、ちょっと遠のくというのが、それから、よくわからないということで、そういう意味でもスピーディーにタイムリーに、ひとつその辺もあわせてもう一度お聞きします。

○奥山豊 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 資金面につきましては、農家の農協等の借りに関します支払いが11月末というような形を想定してございまして、それで、今回9月でない間に合わないということで、9月補正のほうに計上させていただいております。県のほうも、12月補正等で資金面の手当てをしたいということで検討しているようでございますので、あわせまして資金の手当てはできるのかなという感じで考えてございます。

以上です。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) 薬剤にしても、それから施設の一部建て直し、修繕等々やっているわけですが、いずれ既にやっているその分の支払いがやっぱりできないわけです、何度も言うように。ですから、そういう領収書なり、共防については請求書あればとか、そういう前進のこともありますけれども、実際ほとんど借りて、払わなければならないのにかなり待ってもらっているというのが既にあるわけで、そういう面では資金の、そういったはっきりした事業の照会、それから促す、そういったことが今の時点でやっぱり必要だろうと思うんです。そこところは現場の農家の声として、皆さん、本当に同じように言うんですよ。ですから、私はそれを話題にして言っていますけれども、このところ、いま一つ、緩和を含めてやれないものかということを再度お聞きします。

○奥山豊 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 果樹農家の大変厳しい状況に真剣に向き合われている議員のお気持ちは痛いほどよくわかる者の1人だとは思っております。そういう中で、我々は、申し上げましたとおり、大変な被害を受けたわけでありましてけれども、この逆境をばねにして、新たな産地として頑張っていただきたいと

いうふうな切なる願いがございます。高齢社会が果樹農家の中にも進行している中で、後継者がいなければ新たな投資はなかなか難しいという状況も承知いたしております。そういう中で、これからの果樹経営について、1つの展望あるいは戦略、戦術を持っていただきたい、そういう中で再生に取り組んでいただきたいという仕組みをつくってきた次第でございます。そういう中では、なかなか利息を100%ゼロにするという政策はとりがたかったと、金利の意味するところがそこにはあるというふうに我々は思っております。あるいは償還期間が10年でございますので、その中で据え置き期間が長くすれば長くするほど、後にいって償還計画に大きな負担が出るというようなこともございます。そういうバランスをいろいろ考えた中で制度設計したものでございます。何とかこれを機会に、この仕組み、県の仕組みを利用する中で頑張るという意欲のある農家の方をぜひ応援してまいりたいと、そしてまた、こういうこと以外に応援できること、これからまだあるんだろうなと思っております。販売促進も含めたさまざまな支援というのは、今年に限らず来年以降もあるものだというように思っております。そういう覚悟がございますので、そういうことも念頭に置きながら、この仕組みをうまく使っていただきたい、そのように思います。

○奥山豊 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) 言葉としては、よく市長の言葉わかりますけれども、実際問題は、展望を持って取り組みをしてくだささいというのは、ある意味行政に課せられた、むしろ課題だと私は思います。確かに高齢化でなかなかばねにするというのも実際厳しいわけです。ただ中には、逆境といいますか、何とか続けたいという、あのとおりアンケートで6割以上の方が続けたいと、規模拡大よりも現状を維持して頑張っていきたいというのがあります。そこは本当に心強いですが、実際問題、やっぱり手いっぱいぎりぎり、あるいはあっぷあっぷだということですよ、大方は。ですから、そういう意味では、むしろ展望を与えて、そして、そういう中で私は見出すならば、若い人も、おれは着いていくと、あるいは、よしおれら中心でやろうという個人もグループも、初めてそれで生まれてくるのではないかと、後継も出てくるのではないかとというふうに、むしろ思うんです。この惨状の中で、逆境をはね返して、踏ん張って頑張ってくれというだけでは、私はむしろ、まだまだそうはいかないというふうに思います。

産業経済委員会かな、ある意味、廃園の場合に集約も念頭に入れているということで、500ヘクタール、800万円ぐらいで、とりあえず政策的なものを打ち出すというような話もありましたけれども、これも聞いてみますと、既に現場では、やっぱりもう親戚も含めて2町歩から3町歩やっていると、家族で大体、実際に取り組むのは2人ぐらいだということになれば、1町歩が精いっぱいだということです。質のよいものも求められますし、なかなか機械化といっても限界があると、そういう意味ではまさに人がいなきゃならぬということです。それだけに、やはり就農できる、そういう環境を、やっぱり今この時点でやらなきゃならないというふうに私は思うんです。

市長は、今、これからのいろんな支援があるということでありましてけれども、もちろん春にもいろいろ改植、補植、その他防腐剤と薬剤散布等々、一生懸命、今、農家が生産にいそしんでいるわけですね

れども、これから、そういう意味では、まだ遅くありませんので、そういう力強い支援で、何とか横手の果樹振興、これからますます食との、あるいはさまざまな食に関する事業を展開されておりますけれども、それが実る上でも、やっぱりとにかくものづくり、生産を確かなものにしなきゃならないということは歴然としておりますので、そういう観点からも、強く生産への、あるいは農家が持続できる、そういう支援策を講じていただきたいと、このことを強く求めて終わります。

○奥山豊 副議長 暫時休憩いたします。

午後 3時48分 休 憩

午後 3時51分 再 開

○奥山豊 副議長 再開いたします。

◎発言の申し出について

○奥山豊 副議長 市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

○五十嵐忠悦 市長 皆様のお手元に、相愛保育園における放射線量の測定結果についての資料をお届けいたしております。これは、本日、朝8時40分から9時半に測定したものであります。ただし、ナンバー1の地点においては、昨日の午前11時に計測したものでございます。1番から5番の測定地点、いずれもが地上1センチあるいは地上50センチ、地上1メートルにおいても極めて低い、通常レベル内におさまっているということでございまして、その安全性については、従来と変わるものではないということの資料でございまして、皆様方にお知らせ申し上げたいと思います。

以上であります。

○奥山豊 副議長 質問ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

◎散会の宣告

○奥山豊 副議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明9月9日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時53分 散 会

